

第百十二回 参議院農林水産委員会會議録第十号

昭和六十三年四月二十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十六日

三治 重信君

補欠選任

柳澤 鍊造君

補欠選任

四月二十七日

三治 重信君

補欠選任

柳澤 鍊造君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 岡部 三郎君

理事 高木 正明君

水谷 力君

宮島 渥君

稲村 稔夫君

刈田 貞子君

青木 幹雄君

上杉 光弘君

浦田 勝君

大塚清次郎君

北 修二君

熊谷太三郎君

鈴木 貞敏君

初村滝一郎君

星 長治君

本村 和喜君

一井 淳治君

菅野 久光君

及川 順郎君

諫山 博君

三治 重信君

政府委員

農林水産政務次官

農林水産大臣官房長

農林水産省経済局長

農林水産省構造改善局長

農林水産省構造改善局次長

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

喜屋武眞榮君
山田耕三郎君
吉川 博君
浜口 義晴君
塩飽 二郎君
松山 光治君
内藤 克美君
安達 正君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

本日の會議に付した案件
○農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡部三郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○稲村稔夫君 本日審議をすることになりました農用地開発公団法の一部を改正する法律案の内容につきましてもいろいろとお伺いしたいと思うわけがあります。

そこで、細かく伺ってまいります前に、本法律案の改正がなぜやらなければならないか、その辺のところは、提案理由の説明を伺っているだけではどうも理解が難しいわけでありまして、特に、なぜ農用地開発公団を整備公団に変えなければならないのか。農業を取り巻く情勢の厳しさというのはいくらもわかりませんが、むしろ私は農用地開発公団のやってきた仕事を発展させていくという姿勢もあっているのではないかと、こんなふうにも思っております。その辺から伺いたいというふうに思っております。

そこで、その疑問の内容になりますけれども、提案理由で述べられております構造改善を加速していくということ、これはこれからの農業にとって一体どういうことなんでしょうかというところがやはり疑問として残るわけでありまして、構造改善ということとを今までは主として規模拡大を中心にして、そしてその生産の合理化というような形で私どもはとらえてきていたと思っておりますけれども、そういうしますと、農用地開発公団がこれまでやってまいりましたことは、畜産、酪農経営におけるいわば構造改善の目標、モデルをつくって、それに向かって一生懸命努力をしておられた、こういう形ではないでしょうか、まさにその構造改善の加速ということの一つの道筋だったのではないかと、そんなふうにも思うわけでありまして、この辺のところをどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(松山光治君) 農用地開発公団につきましては、御案内のように、昭和四十九年代の後半におきますもろの事情を背景として発足したわけでございまして、その場合における状況といたしましては、片一方におきましては畜産物の需要の増大が続いている、他方畜産物の国内生産体制については需要の増大に対処して一層の整備を図っていく必要がある、こういう事情があったわけでございまして。

そこで、公団の事業といたしましては、未墾地等が広範囲にわたって存在しております地域におきまして、大規模な草地開発と農業用施設の整備といったようなことを一体的に行っていく、それで畜産を中心にした濃密な生産団地を形成していくというところでございまして、今先生から御指摘がございましたように、草地におきまして大規模な畜産の確立といえますが、体制の整備という意味では日本の畜産の生産構造を前に進める上で大変有効な働きをしてくれたというふうに私は考えております。

ところが、御案内のように、畜産物をめぐる最近の事情を見ますと、牛肉を別にいたしますれば総じて緩和基調にあるわけでございまして、かつまた、先ほど申しましたような大規模な畜産開発という形での、公団の事業を進める上での開発適地が減少してきておるといったような実態もございまして、今まで行っておりましたような形での公団事業に対するニーズがだんだんと減少してきておるといのが実態でございまして。他方、我が国の農業を取り巻くもろの事情は非常に厳しいものがあるわけでございまして、そういう厳しい状況に對応しながら我が国の農業の健全な発展を図っていくという観点からいたしますれば、できるだけ生産性の向上を図り得るようなそういう農業構造の確立を目指していく必要がある、できる限り早くそういうものを進めていく必要がある、このように考えておるわけでございまして。

構造改善としてどういうふうなことを考えていくのかということでは、経営規模の拡大というのが一つ中心になるわけでありますけれども、言っ

てみれば、今の技術水準において考えられるできるだけ効率的な技術水準を駆使できるようなそういった生産単位を個別経営なり、あるいは集团的な生産組織の形で形成して担い手を育成していく、こういうことに相なろうかと思うわけでございますけれども、そういった農業構造の改善をできるだけ早く始めていくというこのためにも、当面必要な条件の一つは、基礎的な条件をなしております農業生産基盤の整備ということであらうといふふうに私どもとしては認識をいたしておるわけでございます。そういう公団事業をめぐる状況の変化、当面する農政の課題というようなことに加えて、この間、六十一年六月には臨時行政改革推進審議会からも、本公団のあり方について、あるいは業務運営のあり方についていろいろと御指摘をいただいておりますけれども、状況の変化に対応した事業の、あるいは公団のあり方の見直し問題というような指摘もいただいたという経緯もございます。

私どもといたしましては、今申し上げましたようなものろろの状況を頭に置きながらこれからの公団のあり方について鋭意検討を行ってきたところでございますけれども、これまで行ってきたような大規模な畜産開発に対するニーズといったようなものの現状を考えますれば、本来事業としては、現行の事業を一応廃止いたしまして、経済的な措置は考えておるわけでございますけれども、当面する基盤整備の問題に公団の持つております特質を有効に活用するような形で事業の仕組みを考えた方が公団のこれまでの蓄積なり特質を生かす道ではないかというふうに考えた次第でございまして、提案理由説明においても御説明申し上げておりますように、従来の未墾地開発を主体にいたしましたものから、農用地等の農業資源に恵まれました農業構造改善の可能性の高い一定の農業地域といったようなものを対象にしながら、既存地の農用地の整備、保全といったような業務をできるだけ速やかに行っていく、そういう事業に切りかえることにしてこの改正法案を提案

した次第でございます。そういう趣旨から公団の名称につきましても変更をさしていただきたい、このように考えておる次第でございます。

○稲村村夫君　今のお話で、いろいろと御説明があつたそれぞれの側面わからぬわけではありませうけれども、しかし同時に、今の御答弁の中でも、公団のやつてきた事業に対するニーズの方が減少してきている、こういうお話もありましたが、なぜにニーズが減少してきたのか、その原因のところをはつきりさせていかないとこれからの対策も明確になつてこない、こんなことでもあらうと思ふんです。私は私なりに、コストと畜産物価格とのかかわりなどというものが畜産経営、酪農経営、その経営の上から見ていつていろいろと問題があるのでニーズが減つてきている、こういうことにはなるのではないかというふうにも思ふんですけれども、ニーズが落ちてきているのをどういうふうにとらえておられるのか、その原因は何なのか、そのところをお聞かせいただきたい。

○政府委員(松山光治君) 草地を開発して規模の拡大をやるうといったような意味でのニーズが全くなくなっているということではないというふうには私は理解をしておるわけであります。畜産をめぐる状況がなかなか厳しい状態にあるということも、私もも頭においておるわけでありすけれども、これまで公団がやってまいりましたような大規模な形での未墾地開発、それと畜産施設等を一体的に整備していくといったような形でのニーズ、これは開発適地がだんだん奥地化するとか減少してきているという問題もあろうかと思ひますが、そういうことで減ってきているということでございます。

そういう意味からいたしますれば、やはりこれからの飼料生産のあり方は畜産局がいろいろと御指導をいただいておりますのでございますけれども、一つには既耕地を有効に活用していくということ、地域の実情に応じた形での必要な草地開発の問題につきましては、この新しい公団の事業自体におきましても当然既耕地の整備とあわせま

して必要な場合の農用地開発というのはやれるような仕組みにもなっておりますし、それからそのほかに、県営なりあるいは国営なりの形で事業の実施ということもあるわけでございますので、そういうものでもって必要な手当てを行っていく、このように考えておる次第でございます。

○稻村稔夫君 私が何っていますのは、まず規模拡大ということであれば、公団のこれまでやってきた事業というのは言つてみれば畜産、酪農経営における一つのモデルみたいなもので、規模拡大をしたらコストの面でも非常によくなつてくるし、要するに国際競争力をつけていく上でも非常に大事なことだ、こういう一つの設定があつてモデル的なものとしていろいろとやつてこられたのではないか、そういうふうに思うんですね。

ところが、そのニーズが落ちてくるというのの

は、本来であれば競争力がついていくようなものでは、あればニーズがふえていい。だけれども、物理的な場所としていろいろ設定する場所があるとかないとかという問題もあるでしょうけれども、しかし、我が国の国土の利用率からいってまだまだやれるところというのは随分あるはずだ」と私は思います。結構工夫次第でもっていろいろな形で未墾地でも開発できる部分というのはあると思います。それにしても、大経営というものを、目指していながらなぜそれが魅力になっていていないのか、魅力として少なくなっているのか、かという辺のところが私にはどうしても十分理解できない。その辺をどう押さえておられるのかということが聞きたいんです。

○政府委員(松山光治君) 一つには、四十年代の後半におきますような畜産物の需要がどんどん伸長していきまして外延的に拡大していかなければ国内の供給体制が追いつかないといえますか、そういう事情とは違つてきておるといふのは御理解いただけるだろうと思ひます。

牛乳につきましては、御案内のような生産調整を必要とするような需給事情が一つあるわけでありまゝ。さらにまた、そういうこととの兼ね合い

で、もちろん未墾地はまだまだ日本全国多いとは思いますが、そういうった需給事情も踏まえて考えましたときに、一定のコストとの関係そのものを見ましたときに、この際、従来と同じような形でやっていったような事業をやるのにふさわしいような適地が減少してきているというふうな理解すべきではないんだろかというふうな考える次第でございます。

○稲村稔夫君 これは後にいろいろとまた何わな
ければなりませんけれども、開発公団で開発をし
て譲渡をしたそういうところでもいろいろとまた
問題があるというふうに思っておりますから、そ
の辺のところをまた後でお伺いいたしますが、い
ずれにいたしまして、規模拡大ということを中
心にした構造改善への方向というものに今後やは
りいろいろと検討をし、工夫を加えなければなら
ない問題点があるのではないか、そんなふうにも
思うためにまずこの疑問を伺ったわけであります。
必ずしも今の局長の御説明で私も納得したわけ
ではありませんけれども、これはあるいは平行
線の考え方がいろいろあるのかも知れません。も
う少しこれは議論をしなければならぬところか
もしれませんが、時間の関係もありますから、次
の方に移らせていただきます。

提案理由の中で、高生産性農業へ転換をしていくという意味のことが述べられているわけですが、けれども、今質問をいたしましたのは規模拡大を中心にして、こういうことで伺いました。

ここで今度は、生産性の向上というのは規模拡大を面的なものとすればこれは質的なものといえましょうか、ノーハウも含めてのいろいろなそういう面になってくると思うんでありますけれども、この生産性向上と経営の収益率の向上あるいは率と言わないでも実際の収益ですね、金額的にはふえていく、そういうこととの因果関係というのが果たして見出せるんだらうか。生産性の向上を果たしていくためにはまたそれなりの技術、ソフトの面もいろいろあるけれども、投資をしていかなければならない面などいろいろとありま

す。それとのバランスを考えていったときに、生産性を上げていけばこういうふうにしてこの程度のところでもって収益率が上がっていきますというふうな何か因果関係というものはあるのだからどうだろうか、まずその辺のところをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) 一般的に生産性の向上を図ることを通じて収益性の向上を図っていくんだということでは皆さん御尽力、御努力をいたしておるんだというふうな理解をいたしておるわけでございますけれども、その場合に物的な生産性は上がつたけれども、費用がかかり過ぎて収益性という点から見ればマイナスになる場合もあるんじゃないか、こういう意味からいいたしますけれども、私も事業の採択に当たりましては技術的な可能性といったようなことのほかに、費用と効果の関係あるいは農家負担との関係等をチェックいたしまして、その上で一定の投資を行うことで一定の所得増加が見込まれ、これならいけるといふものについて採択していく、こういう基本的な考え方をとおる次第でございます。

一つには、事業を実施するに当たりまして、それぞれの条件を見ながらできるだけ事業費がかからないような形の経済的な事業の実施ということとそれからも行つていかなければいかぬ、こういうことと同時に、せっかく整備されました基盤の上で最も適合するような営農をどういう形態でやっていくか、こういうことがもう一つのポイントになるんであるというふうな考えをおる次第でございます。

そういう意味では、今度の新しい事業の実施地区におきましては、従来からもうそうではございませうけれども、調査計画の段階から都道府県なり普及組織なり市町村なりあるいは農協等々関係の方々との連携、話し合いを密接にいたしまして、単に事業内容にとどまらず、例えば農地流動化の問題でありますとか、中核農家なり、生産組織の育成の問題でありますとか、基盤整備後の作物の

選定の問題でありますとか、要は新しく整備された土地の上でどのような営農を展開していくかというところにつきまして懇ろな協議を行ひまして指導にも当たっていく。なお、関連するソフト面での事業との連携にも特段の配慮をしていく必要があるだろう、このように考えておる次第でございます。

要は、できるだけ費用のかからない形で事業の実施に努めまうとともに、せっかく整備された農地を有効に活用していくという観点でこれからの事業を進めていきたい、このように考えておる次第でございます。

○稲村稔夫君 私、その辺のところはかなり余裕を持ったというか、幅を持った体制を考えていかないと、これから先の農畜産物の価格面のことを考えてまいりますと、それがコストとして足を引く張る、そういう可能性が多分にあるだけに心配になるわけでありませう。

特に、きょうは大臣がいなくて、これはもうやむを得ないんでありますけれどもお伺いできない、まことに残念であります。牛肉、オレンジというところで今アメリカとの交渉中でありませうけれども、牛肉が実際に自由化への方向をとつてまいりましたときには、国内価格というものはいろいろな形で影響を受けてくるということは間違いないことだと思ふんですね。特殊な肉は余り影響を受けにくいかもしれないけれども、しかし、少なくとも大衆的に、大量的に消費をされるようなものは影響を受けてくるでしょうということ言えるわけでありませう。そういう場合に、いろいろと生産性の向上を目指して設備投資をしていることが結局価格になるということも大変心配されるわけなんです。

その辺のところも当然今、片一方では自由化への圧力が相当強まっている中なんですから、そのことは意識をされながら対応ということを考えておられるだろうと思ふんで、そういう生産性の向上というところを目指しての設備投資については、今も大体負担増にならないようにとかいろいろと

言われましてけれども、現実に農業収益全体も収益としては落ちてきているという傾向の中で、とにかく投資をしていけばその分だけどうしても経費の負担が若干でもかかってくるということになるわけでありませう。その辺のところを、さらにその問題点を乗り越えるくらいのコストダウンが現実でできるかどうかというような問題とも絡んでくるんですけれども、こうした現在の事情の中でこれからの生産性向上にかかわるコスト面についてはどういふふうに対応しようとしておられるのか、そのところをもう一度お聞かせいただきたい。

○政府委員(松山光治君) 牛肉、かんきつをめぐり事情等につきましては、現在大臣が大変頑張つていただいておりますので差し控えてさせていただきますと思ひますけれども、今お話しのごいまいした農業をめぐる厳しい状況の中で、どういう形で生産性の向上を図る、そのための基盤整備を進めていくのかということでございます。

やはり、国民の皆さんの支持を得ながら、日本農業の健全な発展を図っていきますためにはできるだけの努力をいたしまして、皆さん方にわかつていただける価格で農産物の安定供給に努めていく必要があるわけでございますし、そのためには、できるだけ基盤整備を進めまして、営農が可能になるような条件整備をする必要があるというのがまず基本にあるわけでございます。

ただ、先生から御指摘がございましたようなことで、これからの基盤整備を推進するに当たりましては費用の問題、効果の問題といったようなことを従来以上に十分念頭に置きながら進めてまいらなければならないというふうに考えておるわけでございます。既に、昨年もそういう状況の中で構造改善局長名の通達も配つてございまして、できるだけ事業費の単価の抑制をまず図っていく。そのためには、整備の程度に応じた経費なり地元負担額をあらかじめ複数の形で関係者にもお示しいたしまして、地域の実情に応じて選択していただく方式を徹底していくというようにも一

つあるわけでございますし、それから、できるだけ経済的な工法を見つけてながら進めていくというふうな努力も必要である。

さらに、昨今の農家負担問題をめぐり状況の一つは、いろいろな事情のもとで工期が延びておるといったようなこともあるわけでございますので、予算の重点的な配分を通じて、できるだけ事業の早期完了を図っていく、こういうことを通じてできるだけ事業費の軽減、それに伴います農家負担の軽減に努めていく必要がある。同時に、先ほども申しましたように、せっかく整備されました上での営農のあり方ということにつきましても、従来以上に関係者の間で話を十分煮詰めていただきます、せっかくの投資が生きるような営農を期待したい、このように考えておる次第でございます。

○稲村稔夫君 どうもまだ私よく理解し切れませうのは、農用地開発公団から今度整備公団へと、こういうことでありますが、農用地開発公団の場合は未開地という形で経営規模としては新たなものに拡大をしていくわけですね。そうした中で、草地造成なりその他の経費をどれだけ検約しているか、あるいは国なり都道府県なりの補助とか融資だとか、いろいろな形で低利の融資とか長期のとか、いろいろな形を組み合わせてできるだけ負担を少なくしていけば、新たな農地への規模が拡大していくという格好の中で一つのメリットが見出せないというわけではないというふうに私も思ひます。

しかし、既存の農地の中で拡大ということであれば、それぞれの経営者がそのままで規模拡大というのはいかならないと思ふんですね、既存の農地なんじがみついているれば規模拡大にはならない、共同化とか何とかという道しかないと思ふんです。それで、共同化でメリットが出るかどうかという問題もあるでしょう。それから、本当に一単位当たりの経営規模を既存の農地の中で拡大をしていくとすれば、一定の農家は農業と別の方向

へ転身をしてもらうというようなことでもなければ単位当たりの経営規模を拡大していくということとは実際にはできないんじゃないかと思うんですよ。

そうすると、その辺のところも考えていきますと、そこそこの整備のための経費と、さらに、農業を分担する者その他のところへ就労する者というふうに分けていくことに伴ういろいろな社会的な面とか人的な関係とか、いろんなことが絡まったまた別の形の経費増ということもあり得る、いや、当然考えられるということになるわけでありまして、今まで農用地開発公団がやっていたような未墾地への拡大をしていくということよりも既耕地の場合にはずっと工夫の余地が少ないうちはないか。今のいわゆるコストを抑えて負担を減らしていくという面のことですと、いうふうに思うんですけれども、その辺はどんなふうにお考えになりますか。

○政府委員(松山光治君) 今、農政の重要課題といたしまして構造改善の必要性が言われておるのは、現在のままの農業構造では、国際化の問題も頭に置きましたときに、これからの試練に耐えて、しかも国民の皆さん方に幅広く支持してもらって農業の健全な発展を図っていくということがなかなか難しい。したがって、展開の形態は地域の事情によって個別経営が中心になる形態もありましようし、あるいは生産組織が中心になるような形態もあるし、いろいろさまざまかと思いますが、要は、できるだけ最近の技術水準を生かしながら効率的な営農の営めるような生産単位をどのようにして形成していくか、こういうことに我々直面しておるわけでありまして、その過程では各農家の分化がかなり進んでおるわけでありまして。例えば、農業への依存が非常に小さくなっている農家の方にはできるだけ安定的な就業機会の確保ということにも我々も努めまして、今までのお使いになつていた農地を、あるいはその利用を、これから農業で生きていくという人に預けていただくとか、あるいは専業的な農家と兼業的な農家

との間の任務分担も行いながら地域全体としての生産性の向上を図っていく、こういったようなことで、なかなか工夫の要る話には違いないと思ひますけれども、各地域での創意工夫を発揮していただく必要がある、このように認識しておるわけでありまして。

ただ、そういうふうなことを考えるにつきましても、端的に申しまして、非常に小さな圃場でありましてとか、あるいは区画が整理されておらないとか、道も十分に通過しておらないといったような基盤のもとで構造の改善を考えるのと、基盤整備をきちんとした形でその上で地域農業のあり方を考えるのではおのずから違いがあるわけでありまして、できるだけ能率的な営農の展開というところを考えると、基礎的な条件の整備がまず欠かせないところである、そういう認識のもとに、今回の公団事業といたしましては、全国津々浦々でということではございまして、一定の農用地のまとまりがあるとかといったような一定の要件を備えた地域について、総合整備事業でございまして、面の整備と線の整備を一体的に行う、こういう形で公団の持つておる特色を発揮してもらおう、こういう考え方に立つておるわけでございまして、ひとつ御理解を賜ればありがたいと、このように考える次第でございまして。

○稲村稔夫君 私、意見が食い違うところがあるなりあるのかもしれないが、既耕地の場合は、特に都市周辺を中心としたしまして、こういうふうな農業の状態が大変厳しい中に置かれておるに、逆にその小さな土地を守つていかないと、その総合的な収入でもって、賃労働、兼業というよりも労働に今度はその農業の方が付随したような形になつて、それで何としてもそういう総合的な収入で生きていくとする、そういうものが強まっていくのではないかと、このことを心配しております。

それで、一番対策を必要とする農山村地域というところでは、むしろ過疎が進行していき、離農が進行していくというふうなことも大変

恐れているわけがあります。それらのことはそれなりに私なりの理屈もあつて、考え方もあつてそんなふうな心配をしているわけでありましてけれども、それだけに今度の新しい整備公団になつて整備を手がけていかれるという際に、それこそ先ほど負担の問題などいろいろとあれになりましたけれども、さらに負担増ということが起こつてくると事志とはかなり違つてなかなうまいか、こんなということが起こつてくるんではないか、こんなことを心配するので申し上げておるわけでありまして、この辺のところもさらに議論はいろいろと煮詰めなければならぬ問題だというふうに思つておりますけれども、次に進ませていただきます。

そこで、公団の組織と雇用等について伺つておきたいと思ひますけれども、今回の農用地開発公団から農用地整備公団への改組が、公団職員を犠牲にする組織の縮小がその目的であつてはならないというところは私が申し上げるまでもなくもう考へておられることなんだろうと思ひますけれども、やはり雇用不安、労働条件の悪化というようなことがどうしても心配になつてまいります。その辺のところをどういうふうにお考えおられるのか明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) 今回の公団の改正は、先ほども申しましたように、公団をめぐむ状況の中で農業基盤整備という重要な仕事を担つていただく実施機関の一つとして新しく公団を位置づけようとしていただきた、こういう考え方に立つておるものでございまして。

お尋ねの公団の組織・定員の問題でございましてけれども、従来から公団業務の推移を見ながら必要な見直しを行つておるところでございましてけれども、公団が国民的な理解と支持のもとに、今後とも安定的に事業を実施していくという観点からいたしますれば、引き続きできるだけ効率的な業務運営に努めていただく必要があるというふうなことは考へております。ただ、公団職員が雇用面で不安を感じるといったようなことが生じ

ますれば、これまた新しい制度のもとでの公団の安定的な業務遂行という点からすればマイナスになるわけでございまして、私どもとしてはそういう点について十分意を用いてまいりたい、このように考えておる次第でございまして。

○稲村稔夫君 具体的に、農用地開発公団、これが整備公団に変わるということによつて組織的に変わる部分というのはあるんですか。

○政府委員(松山光治君) 新公団の本来的な業務としては、先ほど御説明したような従来の業務を廃止して新しい業務に移行する、こういうことになつておるわけでございまして、附則におきまして、現在実施中の地区、それから調査をしております地区につきましては、従来と同じような形で事業を継続していくというふうな形をとつてございまして。

この改組後におきます公団事業の実態ということを考えてみますと、従来の業務が相当量継続して行われるわけでございまして、そういう意味では、当面、基本的には現在の組織を維持していく方が実際のところであらう。それで、逐次新しい業務への移行ということが出てくるわけでございましてけれども、これからの展開の仕方を見ながら必要な見直しはやつていくことになるうかというふうにお考えおられますか。

○稲村稔夫君 私が心配をしておりますのは、これからまた何んなきやならないと思つておりますが、今のように事業が安定的にやれるようにと考えていきまして、これまで農用地開発公団として蓄積してきたノウハウというものはあるわけですね。それは現在事業中のもの、ここではそれは直接、引き続き生かされていくということになります。しかし調査中のものといつても、それは野のものとなるのか山のものとなるのかまだわからぬということになります。そうすると、調査をしながらこういうことをずうと続けていくという保証がなければ、そのノウハウというのは現在やつておる事業でもって、もうあとは余り役に立たぬということになる部分も出てくる、調査の

ために必要なノウハウというのはこれは生きていくでしうけれどもね。

それから、畜産系の技術職員というの、現在の事業が将来もし続かなくなってしまうとそれらの畜産系の技術職員というのはいくつうなるんだらうということも心配になるわけですね。私は、それこそ産業構造の大きな転換の中でのいろいろと苦勞しておられる他の産業のことも気になるわけでありまして、一番代表的な例でいけば石炭なんというのがその一つでありましょうけれども、結局採炭をするという技術においては熟練工であり、すばらしい技術を持った人が新たに今度は電信柱に上つて——今電信柱もだんだんなくなつてきていますけれども、下へ潜つていた人が空へ上がらなかならないなんというこれはもうとんでもない話だけれども、職業訓練というのは結局新しい分野にということであるいろいろやるんですけれども、中高年層になつてしまえばそれは大変厳しいことになる。そういうようなこともついつい心配になるものだから、技術職員の皆さんのことはどうなるんだらう、こんなことも含めてひとつお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) 農用地開発公社、これまで畜産を主体にいたしました草地造成なり畜舎の建設というのが中心の事業であるということとは間違いないわけでございますけれども、当然のことながら事業の実施過程におきましては一種の農地開発といえますか、そういうものの事業実施計画の策定でございますか、それから土地に関する権利の調整の問題でありますか、さらに工事の設計なり施工、管理、一連の業務をすべてこなしてきておるわけでありまして、工種といつても、単に草地の造成と畜舎の建設だけでございませんで、伴ひまして既耕地の区画整理でございますとか、農道の整備でございますとか、農業用排水施設の整備でございますとか、交換分合といつたような仕事にも取り組んできております。そういう意味ではかなり幅広い技術者集団である

というふうに私も理解をいたしておるわけでございます。その蓄積されたノウハウを今後の新しい業務でフルに活用していただけるものというふうに期待をいたしておる次第でございます。

特に、具体的にお尋ねの畜産関係の技術者の問題でございますが、今公社には二十二人の畜産の技術者がいらつしやいます非常に頑張つていただいておりますけれども、お話のございましたように、現行の事業がなお何年間か継続いたしますからそこでまず活躍してもらつたうのが一つございまして、同時に、新しい事業におきまして一定の条件を備へました地域をとらまへましてその中の農業をどう考えていくかというのを前提にしながらの基盤整備の仕事に取り組むわけでございます。

したがひまして、調査計画の段階から、当然のことながら地域の農業ということに相なりますれば畜産を含みまして地域農業のあり方を考えていく必要があるわけでございますし、そういうことをベースにいたしました営農計画の策定の問題もございまして、あるいはまた、これは受託事業として予定をしておるわけでございますが、上物施設の建設等の事業も考えられるわけでございますし、そういう意味では公社の持つております畜産技術の経験なり知見が発揮される場が十分あり得ると思ひますし、また発揮してもらいたい、こういうふうにご考慮をいたしておる次第でございます。

○稲村稔夫君 ところで、さっきの疑問がまた頭をもたげてくるわけですが、既設の農地を中心にして今の畜産関係を考えて今度は対応を補完していくという、地域農業としてそういうことになつていつたときに、今の畜産、特に牛肉にしても酪農にしても非常に厳しい条件の中でやつていかなきゃならぬということになるわけでありまして、けれども、そういう中で技術職員の皆さんを配置して生かしていくという道がどれほど実際に生まれてくるだらうかというようなことなども気になるところなんです。しかし、そこそこは精いっぱい御努力をいただいて、それこそ単純な縮小

合理化というように絶対にならないようにということでお願ひをしたい、そう思ふんです。それだけに、今度は整備事業団の事業の将来展望についてどう考えておられるのか、これもやっぱり伺ひたいと思ひます。これは二つになります。特定地域農用地総合整備事業とそれから特定地域農用地等緊急保全整備事業というのがあるということになっておりますけれども、これは具体的にどのような対象を考えておられるのでありますでしょうか。六十三年度に着手するというのはどの辺のところを考慮しておられるか、大体年間どの程度の事業量を考慮しておられるか、それに将来展望も含めてお聞かせをいただければありがたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) まず、特定地域農用地総合整備事業でございますけれども、六十三年度において事業着手を予定しているところはございません。六十三年度におきましては国の直轄調査といたしまして地区調査を二地区、それから地区調査の前段となります基本調査を数地区で実施する予定でございます。これからはこういった調査地区の実情、その地区内の意向、構想等を踏まえながら、そういうものがまとまつてまいり次第事業化していききたいというふうにご考慮をいたしておるわけでございます。

それから、特定地域農用地等緊急保全整備事業でございますが、六十三年度におきましては石狩川の下流左岸地区というのがあるわけでございます。これは地盤沈下等がございまして内水排除が農業生産の健全な発展上非常に支障になつてい、重要な課題になつてい、という地区であるわけでございますけれども、そこで事業に着手する予定でございます。この石狩川下流左岸地区につきましては、現在のところ総事業費三百四十億、六十三年度の事業費としては二十億予定しておりますわけでございますが、これをまず手始めにやつてまいります。

その他のこれからの扱いの問題につきましては、この事業の具体的な要件をいたしましては地

形とか地質、その他の自然条件の特殊性に起因いたしまして農用地の排水条件の著しい悪化、その他の広範囲にわたります農業生産を著しく阻害する障害が生じている地域というような要件がございしますもので、そういう要件に適合して、かつ地元から事業の実施の要望があるというものについて具体的な調査の上事業化を検討していきたい、このように考えておる次第でございます。

○稲村稔夫君 そうすると、これは確認になりますけれども、農用地総合整備事業については六十三年度はまだ調査の段階ということですね。そして、緊急保全整備事業については石狩川下流左岸というところで、将来は、さらにそういうところを調査をされながら似たようなところに対応していきたい、こういうことでよろしいわけですね。——はい、ありがとうございます。

いづれにいたしましても、私が心配をいたしたのには、農用地開発公社から整備公社に変わつたけれども、結局、事業としてはこの辺のくいまでしかなくなつてしまひました。結局、また新しく公社を改称するか何かそんなことを考えなきゃならないというふうなことになることを非常に懸念しております。事業としてきちつとした展望を持つてやつていつていただきたい、こう思ふわけでありまして。

そういう懸念をいたしますのは、実を言うと、行革審答申で具体的に農用地開発公社について触れておられる部分があるわけでありまして、それだけに私の方は、どうもこの農用地開発公社を改組するということは行革審答申が一つの出発点になつてい、るんではないだらうか、そんなふうにも思ふわけでありまして、そういう受けとめ方としてい、るわけでありましてけれども、政府の方はこの行革審答申の農用地開発公社に対する指摘をどのよう、に受けとめてこれまで検討してこられたのか、その辺のところをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) 行革審からは六十一年六月に答申をいただいたわけでございますけれども

も、農用地開発公団だけではございませんで、特殊法人関係ではその他の特殊法人も含めまして各法人ごとに具体的な指摘をいただいておりますのでございませう。

現行の業務自体につきまして、いろいろと業務の効率的な実施等の観点からの見直しの御指摘もございました。そのほか、国際経済の動向なり、国際化への対応あるいは事業の実施の状況等を踏まえて、公団の在り方の抜本的な見直しを行うことというような御指摘をいただいたことは事実でございませう。

私どもとしましては、この答申を受けまして現行の業務につきましてできるだけ効率的な事業の実施に努め、農家の負担の軽減を図っていくという観点でもよろしの改善措置を指導もいたしておる次第でございませうけれども、公団のあり方の問題につきましては、先ほど来申し上げましたような公団をめぐる事情の変化と、それから農政の当面いたします課題というものを念頭に置いて見直したという結果、今回の法改正の御提案に至った、このように御理解をいただければありがたいというふうに思っております。

○稲村稔夫君 行革審答申ということで必ずしも法案提案をしたわけではない、現在のいろいろな事情というものを十分考えた中でその必然として法案改正に踏み切ったんだ、こういう意味に受け取りました。

ただ、その中で私やはりひっかかっておりますのは、行革審答申の中では、「公団事業の約八五％は国及び道県の補助金で賄われているが、莫大な国等の助成を受けている農家が見られる結果となつてゐる。」というような指摘がされているわけでありまして、この辺のところは私は必ずしも適正な指摘かどうかということに大きな疑問もあるわけでありませうけれども、農林水産省としてはこういう指摘についてどんなふうにお受けとめになりましたか。

○政府委員(松山光治君) 今先生がお触れになりましたくは、公団の補助率が比較的高率でございませうし、それに道県等の補助もある、かつ大規模な経営の創出ということでもかなり大がかりな事業としてやっておりますから、一戸当たりの助成額がかなりなものになつてゐるという御指摘で、事実そういうものとして受けとめておりますけれども、ただ私どもといたしましては、草地に基盤を置きました大規模な畜産経営体を創設していく、そういう形で草地に立脚した日本の畜産をつくり上げていく、当然それに伴ひましてかなりの事業費もかかるわけにございませう、農家負担も考えますればそれなりの国庫助成も必要だ、こういう考え方である事業を行つてきたんだというふうに申し上げてゐる次第でございませう。

○稲村稔夫君 さらに、いろいろな雑誌等にもいろいろ書かれたりしてありますけれども、開発公団の造成、譲渡をしてきた畜産経営については過剰投資が非常に多いんじゃないか、そのために負債が増大しているんじゃないかという指摘が世間であるわけでありませうけれども、実情についてはどのように把握をしておられますか。

○政府委員(松山光治君) 公団事業は割合じやないかという批判は確かにあるわけにございませうけれども、これは一つには、実施区域がインフラ整備のおくれております山間僻地が主体でありますとか、それから整備水準なりあるいは経営規模等の条件の違いがございませうので、高い安いの話を単純に比較することはなかなか難しい面があるというふうにはまずはお察しておるところでございませうけれども、やはりモデル的なものとして始まつたというふうな経緯もございまして、畜舎等の整備に關しましてはそういう意味でのモデル性を追求するといったようなことで、耐久性、安全性あるいは生産効率といったようなものを重視したものになつてゐる、その結果多少高い例もあるというの否めなところかなというふうに思つておるわけにございませう。

しかし、近年におきましてはやはり何といひしてもコストダウンをどう図つていくかということが非常に重要な課題だというふうに考えておりますし、そういう見地から、例えば畜舎の扱いにいたしましても畜舎の単価に上限を設けるといったような指導も行ひまして、他方、公団におきましてもできるだけ低コストでの事業の実施が可能になるようないろいろな勉強も行ひ、それを実行に移してきております。その結果、近年建設単価漸減傾向にあるということを申し上げておきたいと思ひます。

農家負債の問題でございませうが、公団事業に参加いたしました大規模な畜産農家の場合でございませうが、六、七割の農家は全く順調な経営を行つておりますけれども、一部償還にかなり困難を伴つてゐる農家のあることも事実でございませう。ただ、そうなつたゆゑ、これは経営によつて大分事情が違つてゐるんじゃないかと、どういふわけであらうなところかというお話も伺つておるところでございませうけれども、畜産技術の習熟、特に大規模な畜産技術の習熟にややおくれをとりましたとか、資金なり経営管理のところで少し個別差が出たとか、あるいは御不幸な事故があつたとかといったような場合が多いようでございませう。

したが、いま私どもといたしましては、まずはせつかくの基盤を十分生かし得るような経営指導を強化することが必要である、こういう考え方のもとに、道県あるいは市町村によつて編成されております特別指導班による経営指導の強化といったようなことを重点に置いてゐるわけにございませうけれども、負債の償還がなかなか困難な農家に対する対応といたしましては、例えば自創資金等のような低利資金の融通の問題でございませうとか、あるいは特別の事情のあります場合の公団みずからの償還猶予の措置といったようなことで対応してきたわけにございませうが、御案内のように六十三年度から公団事業償還円滑化特別対策事業というものが実施に移すことになっておりますし、それから畜産対策の一環として先般特別の融通助成事業の実施も決まつたこととございませうので、私どもとしてはこういう措置を有効活用しながら

ら公団参加農家の経営の安定を図つていきたい、このように考えておる次第でございませう。

○稲村稔夫君 局長の御答弁の実情というのは私どもの把握とはちよつと違つてゐるところもございませう。六割くらいは順調にやつておられるようなお話でありましたけれども、後で菅野委員が質問に立つことになつておりますから、またいろいろとあるかもしれないが、どこにその経営のあれを見ながらやるかという点でも違いはあるかもしれないが、私はかなり厳しいように受けとめております。

それによつたとしても、農用地開発公団が造成、譲渡してきたそういうものの中には、財投資金を大いに活用しながら、言つてみれば財投資金を活用することのできるだけ工期を早く早くやれるようにという、そういう体制だつたと思うんですけれども、しかしその財投資金のいわば利子が高かつた時代に仕事が始まつてゐるところも結構あるわけでありまして、高利子のところはそれだれ利子の負担が大いというふうなところなどもあるわけでありまして、こういう財投資金の金利というふうなことの対策が立てられなければならぬ問題ではないか、立てられてゐるのかどうか、その辺のところもお聞かせいたしたい。

○政府委員(松山光治君) 財投資金、国の補助金の部分につきましては公団みずから財投資金を活用して事業をやつていくということで自主負担の問題があることは事実でございませう。それだけに工期を早めてゐるという効果も実はあるわけにございませう。そういうことも含めまして農家負担の問題でございませうが、御案内のように草地造成の場合で申しますと既に七五％という高率の国庫補助を行つて事業を実施してきておるわけにございませうし、かつまた農家の負担金の償還につきましても二十年という長期の償還期間を設定して進めてきておる、こういう事情があるわけにございませう、これ以上利子の軽減を図つていくというふうなことの知恵がなかなか難しいというのが率直な実情でございませう。

ただ、先ほども申しましたような償還の返済に困難を来すという農家も一部出ておるわけでございますので、従来から営農指導の強化のほかに自作農維持創設資金の活用でございますとか、あるいは公団によります特別の場合の償還猶予措置といったようなことで対応してきたわけでございますが、先ほども申しましたように、六十三年度からの新しい措置をいたしまして、新たに公団事業の償還金の返済が困難な農家につきまして、償還に充てます資金の一部を農協等から借り入れます場合に、国と都道府県が利子補給をいたします公団事業償還円滑化特別対策事業というのを実施いたしまして、できるだけ償還の円滑化を図りたい、このように考えておる次第でございます。

○稲村稔夫君 私、畜産経営におきまして、我が国畜産の一番基本的な大きな問題点として、畜産の伝統を持っている欧米のように、言ってみれば父祖伝来の農地と施設とを持っていて、そしてそれにあと頭数を一定程度ふやしていき、設備を徐々に増やしていきながら合理化をしていくというところと違つて、ある程度一挙にいろいろと投資をやらないと規模的には大規模なものができない、その辺のところについて大きな相違点があると思うんですね。それだけに我が国の畜産の置かれてあるギャップという不利な面があると思うんです。

それだけに、行革審答申は、読んでおられますとかなりコスト主義が重視されているように思われます。いわば農業とか畜産とかというものが持っている宿命とも言ふべき特殊性が軽視されているというふうに思いますが、私は行革審答申については少し異なった考え方を持つてゐるわけであります。しかし、それにいたしまして、畜産経営というものは、そうした中で何も公団の事業でやったものばかりではなくて、畜産農家全体に負債問題というのがいろいろ大きな形のかかっているというのが現実でありますから、それだけにこれからの畜産のあり方について私は心配をするわけでありま。

ここで、ちょっと畜産についての基本的な考え方を伺つておきたいんでありますけれども、今後とも畜産については振興を図っていくという方向なんですか。それとも、もう牛肉も自由化されてくるし、これが必ず豚肉にもいろいろなものに影響してくるわけでありまして、多少の後退を余儀なくされていくというふうに考えておられるんでしょうか。ということになれば、それなりの対策がそれぞれあると思うんでありますけれども、そのところをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(濱田幸一郎君) 畜産物、特に牛肉をめぐりましては最近御案内のとおり非常に海外からの市場開放要求が強いわけでございます。これに對しまして佐藤農林水産大臣が二度にわたりまして訪米いたしまして目下交渉中でございます。

いづれにいたしまして、牛肉生産は我が国の土地利用型農業にとりまして基幹的なものでございまして、地域農業及び地域経済を支える重要な産業であることにかんがみまして、牛肉生産の存立を守るといふ基本的な立場に立つて折衝に万全を期しているところであります。したがって、交渉の先行きにつきまして予断を与えるような発言は差し控えたいわけでございますが、いづれにいたしまして、今後とも「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、これは先般二月に策定公表いたしましたわけでございますが、この基本方針に即しまして長期的な観点から国際化にも対応し得る肉用牛生産の確立を目指しましてその振興、合理化を総合的に推進してまいりたいというのが基本的な考え方でございます。

○稲村稔夫君 畜産についてはいろいろと、それこそ今のお答えを聞けばまたさらに疑問がわらむらと頭をもたげてくるわけであります。しかし、きょうはそれを議論している時間がもうなくなつてまいりました。いづれにいたしまして、そういう観点があるならばあるほど、私は従来の農用地開発公団がやつてこられた事業の継続性というまじょうか、全く同じ事業をやれという意味では

なくて、そうした未利用地を利用していくようなそういう形の継続性というものをやはり今後とも重視して、一つのポイントとして考えていつていただかなきゃいかぬのじゃないか、こんなふうに思つております。これは意見として今申し上げておきます。

時間の関係もございまして、さらに法案の提起をしている問題についても、一点伺つておきたいと思ひます。

それはNTTプロジェクトの活用ということでありまして、Aタイプ事業を取り入れるということになつておりますが、これは森林開発公団のときも私はいろいろとAタイプ事業の取り入れということについては今後考えていかなきゃならぬ問題点があるのではないかと疑問を提起しておりますけれども、どのような形で収益を上げ、回収できると見込んでおられるのかということとがやはりこの疑問のポイントなのであります。市街化区域等水田転換緊急特別対策と、それから農業用排水施設他目的利用という二つの事業にこれを利用しようというところのようでありまして、これも、その収益をどうやって上げて、回収できるのか、それぞれお考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) お話がございましたように、NTTのAタイプ事業、事業主体が無利子の貸付金の対象となります農業基盤整備事業ないしはこれと密接に関連する事業、それから得られた収益金を貸付金の償還財源に充てる、そういうことで現下の財政事情と社会資本の整備の必要性というものの両立を図つていこう、こういうようなことで始められたものでございます。

当面、私どもの方で予定しておりますAタイプの事業といたしましては、御指摘のございましたように、一つは市街化区域等水田転換緊急特別対策事業でございます。この事業は、市街化区域等におきます水田につきまして、ここでも水田利用に確立対策ということで転作の円滑な実施を進めていただかなければいかぬという当面の課題があるわけでございますけれども、そういう課題を踏ま

えまして必要な畑地化をやつていただくというのが一つあるわけでございますが、同時に、そのこととあわせて、市街化区域内の特性からいたしまして、非農用地をあわせて創出していくという形態のものが十分あり得るわけでございまして、そうやって生み出されました非農用地を道路等の公共用地、その他の用地として売却をいたす、あるいは貸し付けるといったようなことで上がつてまいります収益を事業費の償還に充てていく、こういうようなことが予定されておるわけでございます。

それから、農業用排水施設他目的利用プロジェクトでございますが、ため池でございますとか、それから用水路、排水路等の施設整備を一方で行いながら、地域によりましては、特に都市化等の進んでおりますような地域におきましては、そういった排水施設の整備と同時に、そこを駐車場でございますとか、一種のレクリエーション施設のようなものに活用できるような整備をおわけて行いまして、利用者から施設の利用料あるいは賃賃料を徴収していく、そういうことで上がりました収益を事業費の償還財源に充てる、こういうことを考えておるプロジェクトでございます。

○稲村稔夫君 そういたしますと、どつちもそれじゃ都市に近いところばかり考えておられる、こういうことになるんでしうかね。これは、五年据え置きで二十年間の返済という形になるわけでありまして、農村地区になればなるほど、当面は何かやれるような状況があつても、二十年間の中にはうまくいかないというところ、うまく機能しないというところも起こつてくると思ひます。

それから、ため池なんというふうな話もありましたけれども、農村地域、準農村地域になつていけば、それは結局、他目的利用といつても農家が中心で他目的に使うということになっていきますと、農家の収入というのは言つてみれば自分の経営の中でということになりますから、表現は余りよくないかもしれないけれども、タコが足を食つ

ているみたい、結局同じ懐の中ですつとやりくりをやっている、やらざるを得ない、こんなことになつていく心配もある、こんなふうにも心配をするわけでありませう。

そこで、収益を回収できなくなった場合には、一体だれが返済するということになるんでしょうか。私の申し上げたことが間違っているかどうか、それと今のだれが返済することになるのか、この二つの点についてお答えをいただきたい。

○政府委員(松山光治君) この事業につきましては、農用地整備公団自体も事業主体になり得るといふ規定は設けておりますけれども、農用地整備公団自体につきましては、六十三年度には事業の実施はまだ予定をしておりませんといふことを一つ申し上げておきたいと思ひます。

したがいまして、本法案との関連で申し上げますれば、土地改良区等が事業主体となる事業につきましては、公団の方から無利子資金の貸し付けを行つていく、こういうことになるわけでございます。それで、公団の方はその原資は産業投資特別会計の方から借り受けておるわけでございまして、産投会計との関係では公団が返済していかなくさいかぬといふことに相なるわけでございませう。

今、収益償還の見通しがあるのかどうかといふことでお尋ねもあつたわけでございませうけれども、事業の展開の仕方はそういうことで、地域の事情によつてかなり違つてくるだろうといふふうには思つております。したがいまして、具体的にどういふところでどういふ事業をやつていくかといふのがまさにこれから、今いろいろと要望その他のも聞いておるところでございまして、これからの話といふことになるわけでありますが、農用地整備公団といつたしましては必ずから産投特会との関係では返済主体になるわけでございませうから、貸し付けを行うという立場で、当然のことながら、この資金の融資を行うに当たりましては資金の償還計画でございませうとか、あるいはこの資金以外の借入金の借入方法の問題でござ

いますとか、事業の収支見通しでございませうとか、これは念には念を入れて審査を行ひまして償還の確実なプロジェクトといふものを対象にしていく、こういう考え方で事業の実施に当たつていただく必要があるだろう、このように考えておる次第でございませう。

○稲村稔夫君 私は、農用地開発公団がいろいろとニーズが減少してきつたという表現なども使われながらでありましたけれども、実際は今の畜産の厳しい状況の中で、特に農用地開発公団のあり方に苦慮してこられた面があるのではないかとはいふにも考えます。

それからまた、それを今度整備公団に改編をしていく、こういう形になつてまいりまして、我が国農業のそもそのあり方といふもの、その辺のところをきちんと言へないといふ、幾ら姿を変えたりなんかいろいろしてもまた同じことを繰り返さなければならぬ、こういうことになるのではないかと、そんなふうにも思ふんです。その一つの例として畜産を、特にいろいろときよは畜産を中心とした形で伺つた格好になりましたけれども、何もそれは畜産ばかりではありません。そしてさらに、その規模拡大といふものが、これから先の見通しといふことの中ではいろいろと新しい問題を提起してきていふふうにも思ひます。

例えば、規模拡大至上主義でいきますと、それこそ石油を使用する量がふえていくだけ、そういうことも言えないわけではありませぬし、一方、消費者のニーズとしては有機農業等を中心にして安全なもの、安定的な供給をいふような強い声もあつたりいたします。この辺のかかわりも一体どういふふうにかつて今後対策を立てていくのか、対応していくのかといふようなことも本来でありますし私はいろいろときよはお伺ひをしたいといふふうにも思つておりました。しかし、私の時間もうなくなりました。

最後に、きよは大臣がおられますから、大臣にかつて次官にお答えをいただきたいわけ

ありますけれども、要は、今すつとやつてまいりましたやりとりの中で、私の最後に申し上げたような日本農業のそもそのかかわつて物を考えなくさいかぬのじやないかといふ疑問は相変わらず残つております。その辺をどういふふうにか農林水産省としては今後乗り越えていくとしておられるのか、その辺のところもきつとご聞かせをいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(吉川博君) 国際化の進展の中で農業問題といへども国際的に孤立するようなことがあつてはならないと考へております。しかしながら、農業は食糧の安定供給、活力ある地域社会の維持、国土・自然環境の保全等極めて重要な役割を果たしてあります。また、世界の農産物貿易構造は、輸出供給力が特定の少数の国に集中していつと中長期に不安定な状態になりますので、将来に禍根を残さないようにするとの見地から、基本的に農産物を安定的に供給する体制を維持していくことが何より重要であると思ひております。

このため六十一年十一月の農政審議会報告に沿つて、与えられた国土条件等の制約のもとで最大限の生産性の向上を図るとともに、食生活全体の動向を的確に把握しつつ食糧の安定供給、安全性の確保、品質の向上及び消費者価格の安定に努めてまいり所存でございませう。

○菅野久光君 大臣の訪米の関係で私の質問は本日とこの次と細切れにならざるを得ません。そういう関係で、個別の問題で残された時間お聞きをしたいと思います。

今回の、緊急保全整備事業の実施予定区域に石狩川の下流左岸地区の問題がありますが、先ほど稲村委員の質問でも明らかになつておりまして、総事業費が三百四十億といふことになつておりますが、これらのことにかかわりまして計画年数とそれから費用負担の割合がどのようになるのか、まずそのところをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) 御指摘の石狩川下流左岸地区は有数の大規模な水田地帯でございませう。

が、泥炭土が広範囲に分布してありまして、それ起因いたします地盤沈下の進行で著しい排水障害が生じておる、こういう地区でございまして、一万四千六百ヘクタールの農地を対象にいたしまして総事業費三百四十億といふことで排水施設の整備なり集水路の整備を行つていきたい、このように考へておるわけでございませう。

どれぐらゐの年数を予定するのかといふお話でございませうが、これからの予算の割り振りの話その他のも関連するわけでございませうけれども、今の私どもの目標、願ひとしては何とか七年程度で事業の完成に持ち込みたいといふふうには思つておる次第でございませう。

それから、負担の関係でございませうが、まず国の補助率につきましてはこれから政令で決めるといふことになつてございませうのでこれから検討課題でございませうが、国営内水排除事業といふ類の事業がございませう。これの補助率が水田で八〇%、畑で八五%といふことになつておりますので、これを念頭に置きながら具体的に詰めていきたい、このように考へておる次第でございませう。

それで、こういう意味での国の補助率にかかわります北海道と地元との負担の関係でございませうが、道と地元の間でどう持つかといふのは御案内のように北海道の条例によつて定められるといふことで、これもこれからの話でございませうが、私どもとしては国営内水排除事業の場合と大体似たようなことにならうといふ関係機関と相談したいと思つておるところでございませう。

ちなみに、国営内水排除事業におきまして負担割合については申し上げておきますと、水田の場合については八〇%を国が持ちまして、残り二〇%のうち三分の四を北海道それから地元が三分の二といふ二対一の割合で持ち合うといふ形をとつており、かつ地元の負担分については現状全額市町村による助成が行われておる、このように理解をいたしておるところでございませう。

○菅野久光君 最終受益者の戸数、それから十アル当たりの負担金がどのぐらゐになるか、今の

段階ですと予想ということになるんだろうと思ひますけれども、それはどのようなことになりましょうか。

○政府委員(松山光治君) 受益戸数といひましたのは約二千二百戸を予定しておるところでございます。

それで、具体的な地元の負担額の話でございますが、国と地方公共団体の間の負担関係について、もこれから詰めていくことになるわけでございますが、仮に今の国営内水排除事業と同じようなこととていう幾つかの前提を置いたわけでございますが、ラフな試算をいたしますと、地元の負担額でございますが、十アール当たりで約三万円程度ということになるか。このほかに道の負担があり得るという前提の数字でございます。

○菅野久光君 時間がございませぬからこのところの論議はまたにいたしたいと思ひますが、相当、土地改良事業等償還円滑化特別対策事業だとか、大家畜経営体質強化資金だとか、いろいろな形で負債対策をやっておられますが、これも全部期限を切つていろいろやられているんですね。そこにまた一つの問題があるんじゃないか。十アール当たり幾ら償還できるかということで決めていかなければ農家はとてたまつたものじゃない。価格が下げられる、生産調整はさせられる、どうやって返していかんだというのが農家の置かれた現状だと私は思ふんです。森林だつて五十年です、五十年。住宅だつて親子二代でやつていくようなそういう時代なんですね。ですから、いろいろ考えられてやつていくことについてはそれなりの評価はいたしますが、しかし根本的な解決にはならないということだけを申し上げて、次の機会にこのことについてはいろいろ論議をいたしたいというふうに思ひます。

○委員長(岡部三郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩

午後一時開会

○委員長(岡部三郎君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農用地開闢公団法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○刈田貞子君 午前中に引き続きまして農用地開闢公団法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

私は、用意した質問のほとんどが午前中の稲村同僚委員のお話の中に出ておりましたので、それを確認するような形で少し細かく伺つてみたいというふうに思ひます。

今回の法改正に当たつて、その目的の変更等いろいろ午前中論議があつたわけでございます。その点についてはいささか異論はあるとしても一応伺ひをしておきました。その中で、御論議を伺ひながら一つ感じてきたことは、そうすると、公団がこれまで果たしてきた役割というもの、一体どういうものになるんだろうか。というのは、午前中からの引き続きの話のような形になるわけでございますけれども、思ふわけでございます。まず局長から、公団の存在意義ですね、そういうふうなものについて、これまで果たしてきた役割、そしてこれから果たさなければならぬ役割等について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) 農用地開闢公団は四十九年から昭和六十二年度までに六十九の区域で事業を行つております。そのうち完了を見ておりますのが四十六区域あるわけでございます。行いました仕事といひましては草地造成が約四万一千二百ヘクタール、農道の整備が約千八百キロ、畜舎約千五百棟、サイロ約千二百基等々となつておるわけでございます。

まず、公団の果たしてきた役割という御質問でございますが、こういう事業の実施を通じて、日本の畜産の体制といたしましてはどちらかといへば手薄でございました草地に基盤を置きまして主産地形成と申しますか、流通体制の確立と

申しますか、そういった点に寄与するところが非常に大きかつたというのがまずあるであらうと思ひます。

それから二番目には、これは酪農それから肉用牛の多頭肥育、両方通じてでございますが、草地開闢と上物施設の一体的な整備を行い、そこに入植スタイルを中心といたしまして大規模な畜産経営体を創設していく、これもまたそういうことを通じて北海道の根室なんかにおきましてはECを凌駕するような水準の大規模畜産経営体の創設を見ておるわけでございます。そういう意味での効果も大きかつたというふうに考えられるわけでございます。

さらには、関連いたしまして、人里離れたといひますか、これまで社会資本の投資も比較的少なかつたような地帯を中心とした事業でございます。それから、当然のことながら基幹的な農道整備でございます。それから、そういう意味での社会資本の拡充が行われておるわけでございますし、また、そういうことを通じて地域経済の活性化にも一定の貢献をしておるといふ意味ではいよいよ地域開発への貢献という面からの評価も可能なのではなからうか、このように考えておるところでございます。

今回の、公団法の改正に伴う新しい公団の意義ないしは役割ということになるわけでございますが、けさほども御説明申し上げましたような現行の公団事業をめぐる状況の変化と、それから生産性の向上あるいは農業構造の改善を進めるための基礎的な条件でございます農業基盤整備の必要性といったようなことを考えて御案内のような新しい事業、制度というものを創設することにしたわけでございますが、これを的確に実施することによりまして今必要となつております農業基盤整備事業をこれから実行していく上での重要な一つの実施機関としての役割、これを我々としては期待しておるところでございます。

○刈田貞子君 今のお話では、面的な部分のものはもちろんですけれども、社会資本の充実です

か、あるいはまた地域経済への寄与というようなことでもかなりの貢献度をお話しなされたわけですが、けれども、いただいた資料によりますと、四十九年から六十年、それから六十二年見込み額までの分を入れて、ただいま総面積のお話しなさいましたね、これの我が国の草地の造成だけの実績に対する公団事業のシェア、これを見ますと平均で二六・一％になつております。大体初年度が少なかつたから平均すると三割方ですね。草地造成にかかわつては公団は本来的にはこのぐらいのシェアを確保してあればよかつたという当初の目的であるわけですか。

○政府委員(松山光治君) 当初の計画等におきましてどの程度のシェアを確保することを期待したのか、ちよつと今手元に資料はないわけでございますが、要は、公団のこれまでの事業というのは、一定の広がりを持った未墾地造成の可能性のある地域といったようなものを対象にしたがら必要なら草地造成を中心とした事業をやつてきたということでございます。やはり二六％のシェアを持つておるといふのはかなりの貢献度、草地畜産の確立への寄与度は大きかつたんじゃないかとはいふふうに考えておる次第でございます。

○刈田貞子君 私は、この三割程度のシェアで果たしてよかつたんだろうかどうなんだろうかというところが公団の存在意義というものとあわせて考える資料になるのではないかと今思ふてこの数字をいろいろ分析してみたいと思ふてございまして、五十五年、五十六年、五十七年、確かに非常に盛りがつておるわけですね。いい事業を恐らくなさつておるんだろうと思ひます。

これはこのくらいにして、やはりこの公団の存在意義、そしてこれからさらに公団を開闢事業から整備事業等に改編させていくにしても、これを有効に生かしていくという意味におきましてやはりこれまで果たしてきた役割といふものをきちつと当局におかれましては把握をして、それをしかと受けとめていただいた上でさらにそれを進め

ていくということではないと、法改正後の事業がどんな方向に行くのか、この押さえ方一つの問題じゃなからうかというふうにも思うわけですね。この辺のところについては十分に御認識をさせていただきたい、そういうふうに思います。

私も余りたくさん時間を持つておりませんので先に進めてみますが、今後はいささか事業内容が変わってくるわけだとして、その事業内容がこれまでの未墾地の開発という仕事から既墾地の整備へと重点が移っていくわけですね。そこで、これまで既墾地の事業についていろいろかかわってきたものがたくさんあるわけですね。言うてみれば、私が一番問題にしたいのは、国営事業とかあるいは県営事業あるいは団体営という事業があるわけで、そういうものとの競合する部分のところ、こういうのはどういう形で振り分けていけるのか、この辺について。

○政府委員(松山光治君) 御指摘のように新しい事業は、圃場整備事業でありますとか、あるいは用排水施設の整備でありますとか、農道の建設でありますとかということで、事業種目といたしましては既存の国営ないしは県営の事業と異なるものではないわけでございます。

ただ、今回私も考えております新しい事業といたしましては、全国至るところでこれを行うといったようなものではございませんで、農用地等の農業資源にも恵まれて、農業構造の改善の可能性の高い一定の農業地域といったようなものをとらえまして、通常の事業でやった場合にはかなり年月がかかりかねないといったような大規模な事業、これを公団の有しております技術力なりあるいは機動力なり資金調達力を活用いたしましてできるだけ短い期間で総合的かつ集中的にやる、こういうふうなことを考えておるわけでございます。

そういう意味では、全国を対象にいたしましてその整備水準の向上を図ってまいります一般の国営の事業とはおのずから性格を異にするというふうに考えております。むしろ、一般の国営の

土地改良事業と相まちまして基盤整備の効果がより一層高まる、こういうことではないかというふうに考えておるわけでございますが、いざいかにいまして調査計画の段階から両者の関係についてはいろいろ調整も考えまして、妙な競合が生じないように十分配慮していく必要があるだろう、このように考えておる次第でございます。

○刈田貞子君 事業の中に、総合整備事業と緊急保全整備事業と分かれておるわけでございますね。この総合整備事業の方についてまず伺うわけですが、今言われたようにこの事業は整備を急速に図るということ、あるいはまた集中的に行うというふうなことを一つの採択の基準にされているんだらうと思うんですが、かなりの広域的なスケールメトリックというふうなものをもしねらつておられるとすれば、農業全般の状況がいささか厳しい現状にある中で、そういう面的集積が本当にできるのかどうか、手を挙げる人がいるのかどうなのか、この問題が一つあるのではないかとこのように思いますので、その採択要件のようなもの、それから、そういうものがもし今後事業の対象として出てきた場合に、先ほどは緊急の場合で七年とおっしゃったのでしょいか、どのぐらいの年月の事業を考慮しておられるのか、そんなふうな問題ですね、いろいろあるんですが、そこまで。

○政府委員(松山光治君) 特定地域農用地総合整備事業のいわば採択基準あるいは受益地の広がり御質問でございますが、この事業につきましては、六十三年度に二地区で国による直轄調査を実施する、ほかの若干の地区でその前の段階の調査を行つていくということで、調査を通じてこれから事業計画その他を固めていくという段取りになっておることもございまして、具体的な採択基準については今後事業着手までの段階に詰めていきたいというふうに思っております。

ただ、採択基準の考え方といたしまして現在考えておるところを若干御説明しておきたいと思いますが、一つは、やはり生産性の高い農業の展開が可能になるような集約的な農用地が相当存在し

ておる、かつ地域の生産基盤の整備状況から見まして基盤整備が早急に必要となつておるといふ地域であるというのがまず必要なことではなからうかと思ひますし、かつまた、せっかくの基盤整備を行つた後での営農体制がしっかりしなきゃいかぬわけでございますので、そういう意味では農業生産の中核的な担い手の確保ないしはその見込みがあるといったような要件も一つ要するんじゃないかというふうに思っております。

受益地面積の要件、これは面的整備事業と線的整備事業の両方についてそれぞれこれから決めていくということになるわけでございますが、面的整備の面につきましては、現在圃場整備事業といたしましては、まず県営の圃場整備があるわけでございますが、これの採択要件が六十ヘクタール以上ということに相なつております。しかし、今回の公団事業の性格からいいますと、県営と同じというわけにも恐らくまいらないわけでございますので、それよりもかなり大きな面積規模といったようなことを一つ頭に置いてこれから具体的に詰めていきたいと思います。それから線的な整備につきましては、いわゆる広域農道の採択基準が現在受益地千ヘクタール以上ということになってございます。そういうことも頭に置きましてこれからの具体的な検討を進めたい、このように考えておる次第でございます。

○刈田貞子君 それから、既存の事業がいろいろあるわけですよ。その中でこの公団の事業を選ぶというにはいろいろメニューがそろつていなければいけないわけですね。この費用負担の問題、さつき緊急の石狩の話が出ておりましたが、この費用負担についてはどんなふうにご考慮されておられますか。

○政府委員(松山光治君) 今の総合整備事業についての費用負担の考え方でございますが、これについてもこれから具体的に詰めるつもりでございますけれども、その場合に一つ頭に置く必要がございますのは現行の類似の土地改良事業の補助率がでございます。御案内のように圃場整備について

は四五%という補助率になっております。それから広域農道については六五%という補助率もあるわけでございます。そういうものも頭に置き、かつ事業内容の特性にも配慮しながら具体的に検討したい、こういうふうにご考慮しております。

なお、県なり市町村なり事業参加者の負担割合の問題もあるわけでございますが、これはやはり国の補助率が決定されました後でそれぞれの条例で決められるということになるかというふうに考えております。

○刈田貞子君 国の補助率が決まつてから確かに地元あるいは県の負担というのは決まってくるんだらうとは思ふんですが、本当は、この手の法律が出てくるときには、少なくとも国はこのぐらゐの補助率でいく、地域によつてはこんな差をつけるというふうな形のものが出てきて初めてこれはいい悪いという議論をするのでありまして、この法律だけ見たのではまことに漠としていて、いい悪いとて手を挙げればいいのか——なるほど厳しいのではないかと、地元負担がここからはかるとこんなにはいらないかという議論に入るのが本来で、今大土地改良がこれだけだからというふうな推測して、仮定の話で事が進んでいくというのはいかぬものだろうかというふうに思ひまして、私はできれば省令等もあわせて出てくれば非常に論議がしやすいんだというふうに思ひます。

それで、先般お願いをいたしまして、これまで公団が事業としてかかわつてこられた完了区域の一覧表をつくつていただきまして、ちょうだいいたしました。そちらにもあると思うのでございませうけれども、先ほど緊急事業の方の分について八〇とそれから三分の四〇、三分の二〇の話が出ておりましたけれども、これは例えば国が八〇持っていたとしても、工期の変動によつてその比率が全部計算したら変わつてくるんです。どういふことかわからないだけども変わつております。例えば畜産基地の事業なんかについては、これは大雪の上川町の事業だと、当初国は六四の負

担。ところが、いわゆる確定後は六〇になつておる。それから、当初地元は一七・九であつたはずのものが一九・五に上がつてきておる。こういう負担割合が動いていくという条件は、これは何によつてこうなつてくるんですか。

○政府委員(松山光治君) 過去の事業実施区域の事業費の増加と、その負担の変動の要素でございしますが、当初見込みました事業費が完了段階において変動することがあり得るわけでございしますが、幾つかの要因があるわけであります。一つは、その間におきます物価変動あるいは労賃の上昇といったような、自然増と呼んでおりますが、そういう部分の要素があります。ほかに、その後、地元の要望等もございまして、同じ事業種目でも例えば農道と申しましてもその延長キロ数が変わるとか、あるいは圃場整備の受益面積が変わるとか、そういう事業の中身の変動が一つございします。これまでの農用地開発公社の事業におきましても、事業の種目によりまして補助率が変わつておるわけでございまして、そういう意味で当初見込みました平均的な補助率に比べて事業完了段階の補助率の変更といひますか、変化があり得る。ただ、個々の事業について見れば補助率は変わつておらない、こういう関係かと思ひます。

○刈田貞子君 いずれにしても、その事業が基本的には当初よりも四五%アップというやうな地元負担になつてきていることについては、当然地元の了解を得てそういう事業変更が出てくるんだらうと思ひますけれども、ただ数字だけを見ておりますと、比較的短い工期の間で公社事業というものは完成させられることになっております。その割には当初見込みと確定後のものが非常に変化があるといふことについては私はいささか危惧を持つてございしますけれども、これも一つ一つ場所によつて非常に疑問に思ふ部分もありますが、この数字をさつてばかりもおられませんので次に進めますけれども、いずれにいたしましてもこの手の事業が進められますとき、地元の意向をしつかり吸い上げる。特に最近、メニュー方式等いろ

いろ取り入れていたでいてるやうでございしますから、受益者の意思を十分吸い上げていただくことが必要ではなからうかというふうに思ひます。それから、公社の組織について先ほど同僚委員の方からお話があったけれども、職員の雇用不安を生ずることはないのかというふうなお話があったけれども、私も単純な考え方ではないが、石狩の調査が既に始まつて、大がかりな事業が緊急的に一つある。それから、総合整備事業の方では十一カ所の基本調査と二カ所の地区調査が進んでいるんです。計画しているんです。か、あるということ。それだけでも事業量は新規にあるわけでしょう。そのほかに既存の部分のつまりかなり継続していく事業というのがあるわけですね、旧事業ですね。それが今かかつているところで二十四カ所だったか、それからあと調査をしているところ十カ所、合わせてかなりの事業量をまだ持っているわけです。これを大体十年の間で完了させる予定だといふやうなことが書いてあるわけですね。それを思ひますと、事業量がふえていくやうな格好になるので、職員の雇用といふのはむしろふやしていくかなきやいけな、単純に思ふとそういうふうに思ふんです。この辺の今後の事業量と職員の問題、これはどうなんでしょう。

○政府委員(松山光治君) 公社の事業といたしましては、現行の事業を今継続しているものを着実に実行していく、それから現行の事業の対象たるべきものとして調査しておる地区につきまして逐次可能なものから事業化していく、こういうことに相なるわけでございしますが、実は新事業も含めまして調査段階は国がこれを直轄で行ひましていゝるんなデータと関係者に提供した上で事業の是非も判断していくといふこととございします。公社事業としては事業の実施だけの問題になつておるわけとございします。

新事業の着工といたしましては、石狩川左岸地区の着工を六十三年に予定しておるといふこととございまして、新事業としては当面その事業が

具体的なものとしてあるわけでございします。当面の事業量として職員の増員を必要とするといふやうな形の事業見直しには今相なつておらないわけとございします。

○刈田貞子君 法改正前の地区が二十四カ所ですね。それから事前調査地域が十カ所あると、こゝう書いてあるわけですね。これを完了までに十年程度要するものと、こゝういふやうに書かれていましてね。

そうすると、これからの新事業と、それから今までの既存の事業と、今職員の振り分けの話をしました。が、事業費の振り分けの問題もあるでしょう。こゝういふやうに配分するんですか。それはどうですか。

○政府委員(松山光治君) 新事業については、例えば六十三年で申しますと二十億を予定しておるわけでございします。私どもとしては全体としての財政計画の中で公社に所要の予算割り当てがあるわけでございしますけれども、現行事業の的確な推進、それから新事業の的確な推進といふは事業の状況といふやうなことを頭に置きながら現在のところ総額として大体三百億ぐらいのたしか予算になつておると思ひますけれども、こゝういふことを頭に置いて割り振りを考えていきたいといふやうに思つております。

○刈田貞子君 たくさん何うことがあるので、先へ進めます。

次に、公社の役員の問題でございしますけれども、今回の改正案が提出された契機といふのは、先ほど局長は肯定していらしたけれども、基本的には行革審答申の指摘等によつて改変せざるを得ないといふ背景があるのではなからうかと私どもは推察をするわけでございします。

特殊法人問題小委員会が提言しております。こゝで、「特殊法人等の活性化方策」で、天下り問題等を含めて役員等の処遇にはいろいろ問題があるのではないかと指摘事項がございします。で、さういふ内部登用を積極的に進めていくべきであると書いてございします。先ほど職員の内部の方

たちはそれなりのプロパーとしての資格を持つておつて、これまで技術を集積してきた人たちだと。だからこゝういふ方々は積極的に公社設立以来にかかわってきた人たちも含めて登用されていくていいのではないかと、こゝういふのが一般論としてあります。それからまた指摘事項としてもある。これについてはいかがでしょうか。

○政府委員(松山光治君) 行革審からは、農用地開発公社プロパーの問題というよりも、むしろ特殊法人プロパーの問題として活性化された法人の活動といふことを頭に置いたときに、適材適所、適切な人事管理、こゝういふやうな趣旨での御指摘があるわけでございします。御指摘のやうに公社がその自主性を発揮し、活力ある活動をしていただくまして、託された任務を果たしていただく、これがまず一つ基本的な重要ところでございします。同時に、公社といたしましては公団法の定めるところに従ひまして国の政策を実施していく機関である、こゝういふ性格があるわけでございまして、こゝういふ意味での特殊性と申しますか、公共性からくる一定の制約の中での確かな事業運営を圖つていただくかなきやいかな、こゝういふ事情にあるわけでございします。

こゝういふ事情を考えますと、これは公社においてお考えいただくことではあるわけでございしますが、職員の、あるいは役員等の配置の問題にいたしましても、一つには主務省庁等との密接な連携が必要だといふやうな事情もございします。同時に、先生御指摘のやうに、内部職員の中から職務経験の豊富な職員が育つてきておる、こゝういふ事情もあるわけでございまして、こゝういふことを踏まえながら適材適所という観点で公団業務の目的なり業務内容から見てもふさわしい方が登用されていく、こゝういふことが必要だといふやうに私どもも考えておる次第でございします。

○刈田貞子君 私は、指摘事項もあることとございします。極力努力をしてこゝういふところを考えたいかなければならないといふやうに、大事な指摘事項だと思ふんです。決算委員会等でもよく

この話が出ますね。農水省に特に天下りが多いんだなどということが言われないように、私はこういうところをどんどん民主化していかなきやいけないというふうに思います。そして実際に、地域とじかに本当に結びついて、しかも公団の性格というか機能というか、そういうものを改編していくためにも実はそういうことから始まらなければならぬんじゃないかなというふうに私は思っているんですよ。

それからもう一つ、副理事長、理事についても大臣の許可制は廃止すべきだ、こういうことも出ているでしょう。だけれども、今回これにもさわたていない、こういうところも私はぜひ改正をしていくべきではないかというふうに思っています。希望として申しておきましようか、お答えなさいますか。

○政府委員(松山光治君) 公団の副理事長なり理事と大臣とのかわり合いの問題でございます。行革審の答申によりますと、副理事長及び理事は総裁等が主務大臣に十分協議の上任命すべきだということ趣旨の御答申をいただいております。今回の改正法案では、引き続き理事長が大臣に相談をする、その相談の形が主務大臣の認可という形をとっておるわけでございますが、大臣の認可を受けて理事長が副理事長及び理事を任命する、こういう形を踏襲しているわけでございます。こういう形をとっておりますのは、役員の人事に理事長の意思を反映させることで公団の自律性を確保する、あるいは組織の活性化を図る、こういうことと、それから公団の設立目的の公共性というものを確実に担保していくということから農林水産大臣が事前に一応のチェックをして相談にあずかる、こういう二つの要請を満たすための形式といたしまして、他の同種の公団の例に倣いまして大臣の認可制をとっておるということでございまして、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

○刈田貞子君 次は、先ほど私は事業完成区域の事業費の推移をいただくようにずつとお願ひし

て、こゝ見たわけでございますけれども、こういう中にあつても、完成後その事業を通していい経営状態にあるところと、まことに経営状況の悪いところがあるわけですね。これは午前中にも話が出たわけでございますけれども、経営状況で六、七割は健全経営をしているんだ、三割から四割ぐらゐのところでいささか不振のところがあるようなお話ちよつと聞いたんですけれども、果たしてそれ実態かどうか、あるいはまたそうした不振の農家に対してどんな対策を考えられるのか、先ほどこちよつと諸般の資金のお話が出ましたけれども、伺います。

○政府委員(松山光治君) 公団参加農家、特に大規模な農家の経営状態のお話でございますが、家計費その他を全部賄いまして、償還も円滑に行つておるといふ、いわゆるよく言われますA農家が六、七割というのが関係各県からの報告でございます。それじゃ残りの三、四割が全部左前になつてゐるかと言へば決してそうではございませんで、若干償還に難渋を来しているのがたしか二割ちよつと、かなり償還に苦労されているのがいわゆるC、D農家と言われるクラスでございますが、これが一割程度というのが現在の状況でございます。

そういう御苦勞いだいてゐる農家の経営不振の原因が那邊にありやといふことでいろいろと事情をお聞きしておるわけでございますが、一番多いのが飼養管理技術についての習熟度のおくれといふ要素が非常に多いようでございます。そのほかに、公団事業を完了いたしましたしてから、必ずしも計画的ならざる投資を別途おやりになつたとつか、またひいては経営管理資金の管理が必ずしも十分じゃなかつたといつたようなことにもつながるわけでございますが、そういう事情とか、それから家族が病氣をする等の御不幸がございまして、労働力面で多少まずいことになつたといつたようなことで償還に苦勞されておる農家が一部あるわけでございます。

私どももいたしましたは、そういう実態を考え

まずと経営管理、飼養技術の問題も含めまして経営指導の問題がやはり基本的に重要である、こういう考え方のもとに都道府県それぞれ関係市町村とも連携を保つていただきながら、特別指導班などをつくりまして経営指導の強化に当たつていただいております。そういう基本的な対応を図りながら、自作農維持創設資金でございますとか、あるいは場合によれば、特別の事情の場合には公営も償還猶予の措置もとるといったようなことでこれまで対応してきたわけでございますけれども、こゝから新たに公団事業償還円滑化の対策というものも予定いたしておりますし、また別途畜産対策の一環として所要の資金対策もこの春に決まったわけでございますので、私どもとしてはそういうものもろの施策をそれぞれの地域の実情に応じた確に活用していただくことで経営の安定を図るようにひとつ努めてもらいたい、このように考えておる次第でございます。

變恐縮なんですけれども、六十年十二月三十一日で全中で調査なさった例の畜産経営負債動向の調査ですね、それではA農家というのは一般農家の場合ですけれども四〇・三ですね。それでB、C、D合わせて五九・七なんです。そうすると、公団事業でもって引き渡しという譲り受けたところの農家というのは非常に経営がいいということになるんだけれども、それでさつきからそれは本当の実数ですかと聞いているわけけれども、数字としてはそういう数字があります。Aが四〇・三なんです。よく見ますと全国レベルで非常にいい母集団としてとつてあるデータなんです、これは。私もずっといろいろな場所で行っていただいているんですけども、Aが四〇・三ぐらいは私には普通じゃないかと思うんですよ。その辺のところがちよつとあるんですが、時間がないので。

したがって、そういう農家に対して経営指導を含めて特別指導班のようなものを巡回させるののだというようなお話がありましたけれども、特別指導班というのはどういう陣容なのか私はよく

わかりませんが、できればやはり事業完了後、参加農家に対しての経営実態を把握しながら、一般的に公団で言われるところのアフターケアまでやりたい、やるべきだという、その辺のところはどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

○政府委員(松山光治君) せっかく大がかりな投資を行ひましてつくり出した農家でございますので、私どもとしても健全に経営展開をしていただくことを期待しておりますわけでありますし、そのために必要な経営指導の重要性を十分考えておるところでございます。

ただ御指摘のように、公団が経営指導まで当
たるべきかどうかという点については若干問題が
あるうかというふうに考えておるわけでございま
す。それは、公団の今の事業の実施の状況を申し
上げますと、言つてみれば一定の事業の実施期間
といたしまして、実施期間中に限りまして事業を
実施する区域に事務所を設けて集中的に事業をや
つていく、それが終わりますれば事務所を閉鎖し
たしまして次の事業の実施箇所に移っていくとい
う形をとつておるわけでございまして、そういう
意味では今の公団の組織体制、事業実施後の営
業指導も幅広くやつていくというふうな実は体制
になつておらないというのが一つあるわけでござ
いますし、それから仮に、事業実施期間以外にも
事務所をそのところに設置していくといったよう
なこともあります。当然のことながらそれに伴
います人員の問題でございまして、費用の増高の
問題等もございまして、ひいては農家負担の増大
にもつながりかねないという要素がございます。
そこで、現在の事業のシステムといたしまして
は、調査計画の段階から国も調査に参加するわけ
であります。同時に地元の諸機関が連携を保ち
ながら参加いたしまして、事業実施後の営農につ
きましては主として農業改良普及所が中心にな
るわけでございますが、営業指導に当たる、そうい
う意味でのお互いの任務分担のもとに全体とし
ての事業の円滑を図っていく、こういうことでござ
います。

○刈田貞子君 きよう私は、関連して畜産の質問もたくさん用意してございましたんですが、これはまた後日に譲らせていただいて集中的に伺わしていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に政務次官にお伺いするわけですけれども、年前中もお話がございました。私も幾つかの点をお伺いしたわけですけれども、最終的にはこの事業の意図するところが農業の生産性の向上と農業構造の改善を図ることにあるわけですね。そういったしますと、先ほど来局長が答弁しておられますように、事業計画に当たってはさまざまな計画を立ててみなければならぬということ、例えば、これは私の言い分でもあるわけですが、農地の流動化が果たして規模拡大、面的集積ができるようなかどうか、あるいはまた担い手農家、中核農家の育成ができていくようなのかどうか、あるいはまたその生産組織ができるかどうか、それからあるいはまた場所によっては転作が円滑に進むかどうか、あるいはまた、そういった転作にかかわる作物は何か、あるいはまたその市場の対応はできるのかというふうなこともすべて含めて事業というのを取りかからなければならぬわけですね。その手のものを考えるとき、日本の農業の将来図というものがその下敷きに出てこないかという手ものもまたさぐれないという部分があるかと思ひます。その辺のところ、今回の事業のいわゆる法律の改正ですね、このことと新事業が推進しようとするもの、それは日本の農業とどう兼ね合う部分なのか、それを教えていただいて、私の質問終わります。

○政府委員(吉川博君) 大変難しい答えになると思ひますが、今回の農用地開発公団法の改正は、同公団をめぐって環境の変化あるいは農業構造改善、生産性の向上が農政の緊急課題でございます。そうした事情を踏まえて行うこととしたものでありまして、そのような改正の趣旨に即し、また公団業務の効率的運営に配慮しながら事業の円滑な推進に努めてまいりたいと存じます。

○諫山博君 この改正案を見て、私は率直に言って奇妙な感じがしたんです。いつも私たちが取り扱う法律の改正とは大分違うという感じがします。つまり、一つの法律の部分的な手直しというのではなくて、何か全面的に別なものがつくられようとしていくのではないかという感じを持ったわけですね。昭和四十九年に農用地開発公団が設立された、このときは、農畜産物の濃密生産団地の建設という非常に大きな目的を掲げました。そして九万ヘクタールぐらいの草地进行を造成するということが言われたわけですね。ところが、この事業がまだ半ばにも達していないのに初め掲げた仕事からはもう撤退する。例えば工事が開始されているもの、あるいは事業調査が始まっているもの、こういうものは継続するとして、新規にはもうやらないうということになるんですね。

今、日本でこの法律が最初に掲げたような事業はもう必要なくなっているのか、大規模な草地造成は不必要なのかという疑問が出てきます。時あたかも牛肉とオレンジの自由化で大規模にもめていくときですね。時期的にもちよつと一致している、何か牛肉の自由化の受け皿づくりが行われているような感じがするわけですね。この大規模な草地造成についてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(松山光治君) 提案理由等でも御説明申し上げましたように、公団が四十九年来実施してまいりました広大な未墾地を対象にいたしまして、そこでのかなりの規模の草地開発とそれから所要の施設整備を総合的に進めたいという形での大規模な畜産基地建設といひます。産地形成に対するニーズが公団発足以来の諸事情の変化の中で減少してきておるといひのが実態であるというところでございひます。

○諫山博君 大規模な草地造成に対するニーズが減ったというのは、もう牛肉の規模拡大というのは日本ではあんまり考えられないということなんですか、そことの関係はどうでしょうか。

○政府委員(松山光治君) 畜産局からあるいはお答えするのが筋かと思ひますけれども、できるだけ低いコストでの牛肉生産を進めていくというのは、これからの畜産政策にとつても非常に重要な課題であらう、このように考えております。

○諫山博君 肉牛の問題については次回に譲るとしまして、今度の法改正のきっかけになったのは行革審の答申だと言われております。行革審では「公団の在り方の抜本的見直しを行う。」と言っている。さらにこれを受けた閣議決定、昭和六十二年十二月二十八日、「公団の組織・定員等について大幅な合理化を行う。」ということになっております。これを受けて今度の改正案がつくられたと思ひますけれども、この行革審の答申と閣議決定を見ると、「組織・定員等について大幅な合理化」ですから、例えば人員整理というようなことが閣議決定で予定されていたのではないかと思ひますけれども、これは午前中からの議論で大体明らかになりました。今度の法律改正を理由にして労働者の人員整理を行うようなことはないと理解していいのでしょうか。

○政府委員(松山光治君) 今回の制度改正に当たりますと、それをめぐる事情の一つに行革審の答申があつたということはそのとおりでございますけれども、私どもとしては基本的には公団事業をめぐるその後の状況の変化と農政が直面しておる課題というものをきちんと踏まえた上で、公団がこれまで果たしてまいりました役割あるいは蓄積された実力というものをこれから基盤整備の実施の中でひとつ生かしてまいりたい、こういう基本的な考え方のもとに新しい制度に組みかえたつもりでございひます。

それで、組織等の問題でございひますが、従来からも業務量その他に応じながら必要な見直しを行つてこまごま進めてきておるわけでございますけれども、やはり公団が国民的な支持のもとに安定的な業務を行つていくためには、必要な効率化に努めることはこれは必要なことだろうというふうには思つております。ただ同時に、安定的な業務を営んでいく上では職員の間には雇用不安が生じることがあつてはならないのもまた事実でございます。私どもとしてはそういう考え方のもとにこれから対応してまいりたい、このように考えておる次第でございひます。

○諫山博君 ざばり、この法律改正を契機にして人員整理をするようなことはないと聞いていいですか。

○政府委員(松山光治君) 公団の組織・定員の問題については、これからのいろんな側面から考えていく必要があるわけでございます。私が今申し上げましたように、できる限りの業務運営の効率化に努めるといふ必要性、それから職員の間には雇用不安が生じないようにするといふ必要性、この両方が公団にとつての安定的な事業運営を確保する上で必要なことだといふふうに私は考えております。

○諫山博君 私が一番聞きたいことには答えておられません。

私はかつて、この委員会でも、鹿児島市農協と鹿児島市に隣接している田上農協の合併問題を議論したことがあります。このときに私が一番強く要求したのは、農協が吸収合併される、そのことによって労働者が職場にほうり出されるようなことはないようにすることを要望しました。ところが、現在たぐさんの労働者が職場にほうり出され、三名の労働者は現在自分たちが雇用されないのは不当労働行為だといひるので鹿児島市の労働委員会でも争つております。

こういう状況がございひますと、例えば農協が合併しても労使一体で頑張るといひような体制がとれませんから、これは非常に大きなマイナスが出てくる。労働者がこれほど抜本的な法律改正に不安を持つのは当然です。だから、新しく再生する農用地整備公団が本当に事業を円滑に進めていくためには、労働者の不安を解消しなければだめだと思ひます。閣議決定で「大幅な合理化を行う。」といひことを言つておるその後の法改正ですから、やはり労働者の不安をこの場で解消していただく必要

要があると思ふんですけれども、何か本當に労働者が安心して働けるような答弁はいただけませんか。

○政府委員(松山光治君) 何度も同じようなお答えになつて恐縮でございますけれども、公団が皆様の御理解を得ながら安定的な業務の運営をやつていくためには、各般の面にわたります業務運営の効率化への努力、これが必要なわけでございますし、そういうことも踏まえた閣議決定の趣旨だといふふうに私は理解をしておるわけでございます。

ただ、先生御指摘のように、先ほども申し上げたところでありますけれども、安定的な業務運営を進めていくためには、必要な要員の確保といふのはもちろんあるわけでありまして、また職員の間には雇用不安の心配が生じることがあつてもいかぬわけでございますので、私もとしてはそういうことを頭にきちんと置いた上で、公団の安定的な業務の遂行ということを考えていきたい、このように考えておる次第でございます。

○諫山博君 今私は、人員整理の問題について聞きましたけれども、労使間では人員整理だけではなくて、例えば職種、職場の転換というようなことも当然予想されますし、場合によつたら労働条件が切り下げられるんじゃないかというような心配さえあると思ひます。その場合に、人員整理についてさへ明確な答弁が得られないくらいですから、職種、職場の転換というのはいくらいだと思います。しかし、それでも労働組合がありますから、この種の問題は十分労働組合と団体交渉を尽くす、労働組合の納得の上でないとはいへない雇用関係に影響するようなのは決まぬなといふことだけは明確に希望したいんですけれども、これはどうでしょうか。

○政府委員(松山光治君) 新業務への移行に当たりまして、何度も申し上げておりますように、雇用不安が生じないようにするといふ点は非常に重要なポイントだといふことでございます。労使関係の問題は公団の内部の問題でございますが、労

使関係の安定ということもまた公団の安定的な事業運営上は必要なことだといふふうに私も思つておりますし、公団当局におかれましても適切な対応をされるものといふふうに考えておる次第でございます。

○諫山博君 実は、今度の法律改正に当たつて労働組合の方から私はいろいろ立場をお聞きしたことがあります。労働組合がこの法律改正に伴つて雇用上の問題を心配するといふのは当然ですから、やはり労働者の犠牲で事を運ぶようなことは絶対にしてはならないし、同時に労働条件については公団が一方的に決めるというのではなくて、労使間の対等な話し合いで決めていくというのが原則ですから、ぜひそういう指導をこれからも続けていただきたいと思います。答弁は求めません。

そこで、NTTのプロジェクツトについて質問します。二つのことが計画されているようですけれども、その一つに市街化区域内の水田の畑地への転換といふことが出てきていますけれども、これは具体的にどのようなことを考えているんでしょうか。

○政府委員(松山光治君) 昭和六十三年度から新たにNTT株式の売り払い収入によります無利子資金を活用いたしまして、収益回収型の公共事業、いわゆるA型のプロジェクツトというのが実施されることとなつたわけでございます。

お尋ねの、市街化区域内の水田転換事業のことでございますが、A型プロジェクトの一つとしてしまして、市街化区域等の水田を対象といたしまして当面の営農に必要な範囲で行います畑地転換等に要する経費を貸し付ける、それで緊急に畑地転換をやつてまいるといふのが一つあるわけでございます。これは当面の政策課題になつてございます。水田農業確立対策への円滑な推進に資するといふねらいを一つ持つわけでございます。と同時に、市街化区域内という区域の性格上、非農地需要への対応ということもあるかと思ひます。

そこで、この事業では、土地改良事業として可能な範囲内での非農用地の創設ということも予定いたしました。公共用地なり住宅用地等の転換をこれをもつて行つていく。そこで上がります収益で事業費の償還をやつていくといふことになるわけでございますけれども、ねらいをいたしましては、そういうことを通じまして地域の良好な土地利用の整序化に資する、こういうふうな考え方の事業でございます。

○諫山博君 要するに、市街化区域内の水田を畑地にしたり宅地にしたりする、そして売つていいものは売るといふような構想ですね、そうですね。

○政府委員(松山光治君) そのとおりでございます。

○諫山博君 この改正案の提案理由の補足説明の中で、「委託に基づき、一換地による非農用地の創設」といふ言葉がありましたね。これは、言葉は「非農用地の創設」ですけれども、NTTタイプのものとは違ふことを言っているのでしょうか、それともこの問題を指しているのでしょうか。

○政府委員(松山光治君) NTTタイプのこれは、別に附則で手当てをしておる話でございます。委託による農業施設用地の造成の問題は、公団が面的な整備をやりますときに必要となつてまいります施設用地の整備を地方公共団体等の委託によつて実施する、こういう趣旨のものでございまして、別でございます。

○諫山博君 水田を畑地にすると、さらにこれを宅地にすると、そしてこの宅地は人に貸してもいいし、売つてもいいということになりますと、まさに農水省が進めている減反政策と裏腹の関係のようにならざるを得ない、この点はどう理解しておられますか。

○政府委員(松山光治君) まず、市街化区域内の土地の性格の問題でございますが、これは申すまでもなく、将来市街化する区域として予定された土地でございます。そういう意味では、御案内のように、農地法上の扱いにいたしましたも通常

の転用許可ではございませんで、届け出という形で転用を認め得るといふ、そういうふうな形をとつておるわけでございます。しかし、現実に市街化区域内で農業が行われておる、こういう現状があるわけでございますし、都市環境の保全、その他もろもろの要素から一定の評価が与えられているといふような現実もあるわけでございます。そういう意味では、現に農業をやつていこうという人がやり得るような、営農を継続できるような条件の問題といふのはやはり頭に置いておく必要があるといふふうに私も考えておるわけでございます。

ところが、既に御案内のように、市街化区域内の水田のみならず、全国の水田につきまして、昨今の厳しい米の需給事情の中で、需要に見合ひした的確な農業生産の遂行を図つていくという観点からは、米の生産を需要の範囲内にとどめ、残ります水田を有効に他の作物の生産に活用していくということが必要になつておるわけでございます。その場合に、どういふ地域でどういふふうに分担していくかといふことが常に問題になるわけでございますけれども、米を中心としたところではできるだけその特色を發揮したような形で生産してもらいたいといふふうなこともございまして、市街化区域内につきましてはある程度の傾斜的な目標の配分を行つておる、そういう現実の一つあるわけでございます。

そういう意味では、市街化区域内の水田につきまして、その都市近郊等にあるといふような立地条件を生かしたいならば畑作営農をどういふ形で行うか、あるいはそのための基盤整備をどうするか、こういうことが課題になるわけでございますけれども、私も、私も、私も、このNTTの無利子資金の活用事業を通じては、当面営農に必要な条件の整備を行うといふ意味では畑地転換が進められることは水田農業確立対策の円滑な推進に役立つことになると思ひますし、そういう事業を行う機会に、一定の土地利用計画のもとで周辺が必要としておる非農用地への転換を、これ

は地権者がそういうことを考えての上でということに当然なるわけでございますから、円滑に図っていくということはその地域におきます良好な土地利用の整序化ということにも役立つものである、こういうふうな考えておる次第でございます。

○諫山博君 公団の新しい仕事として鳥取県の日野地域が予定されていると聞きましたから、私の方の秘書が現地に行きました。どういふところでどういふ事業をやろうとしているのかというところをいろいろ調査してきたわけですが、ここは鳥取県ですけれども、鳥根県、広島県の県境に近い、標高も相当高い、そして耕地面積はそれぞれ非常に小さいところだということなんです。新しい公団が発足すればここでどういふ事業をやろうのか、そしてそれは従来やられていた園地整備などとの点が違ふのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) 日野地区につきましては、本法律案の改正をお認めいただいた後で調査に入りたいというふうな思ひでおる地区でございますが、今先生からお話のございましたように、中国山地のほぼ中央に位置しておるところでございます。農林業を基幹産業としておるところでございますけれども、農用地の整備率が同じ県内に比べましてもかなり低い、あるいは地域内の道路も不備であるといったような事情がございます。農業の近代化ももう一つ進んでおりませんし、生産性の向上にもおくれが見られる、こういうふうな実情にあるようでございます。

ところで、この地域をめぐる状況の一つといたしまして、中国縦貫自動車道が開通になりましたほかに、中国横断自動車道の開通も予定されておるといったような事情があるわけでございまして、農産物の市場流通条件についてかなりの変化が見込まれる。で、今先生から高冷地だというお話をいただきましたが、地元としてはそういう条件を生かしながら、かつ今も申しましたような市場流通条件の変化ということにも対応して、地域

農業の確立あるいは生産性の向上といったようなことで取り組んでみたいという意向を持つておるわけでありませう。

現在、当地域の農業の姿といたしましては稲作と肉用牛が中心のようでございますけれども、関係の市町村といたしましては、これらの高速道路の開通を契機にいたしまして、準高冷地だといふ地域の特色を生かしながら、これまでの稲作なり畜産に加えて野菜、果樹等の畑作農業もひとつ入れてきて、いわば一種の地域複合的な形での農業を目指したい。そのためには当然園地整備も必要になりますし、それから畑地の造成といふことも考えられておるわけでございまして、かつまた、その地域の市場流通条件をさらに整備するといふ趣旨からは農道の開設といったようなことも考えられておるようなわけでございまして、私どもとしては、地域の実情を踏まえて、この地域がうまく農業で振興できていくためにはどういふことを考えたいのか、そういう問題意識でこれから調査に入りたいというふうな考えておる次第でございます。

○諫山博君 公団がこの仕事をやる場合と従来の方式でやる場合と、例えば地元負担、農家の負担はどういう影響を受けるんでしょうか。

○政府委員(松山光治君) 対象になりますのが総合整備事業ということでございまして、先ほども申しましたように、補助率その他、もう少し事業を移行に移す様子を見ながら、具体的に事業実施までに詰めたというふうな思ひでおりますので、具体的にどれだけの負担になるかという点についてはちょっと申し上げにくいわけでございしますが、私ども補助率を設定するに当たりましては、類似の事業の補助率というものを一つ念頭に置きながら、公団事業の特性ということも頭に置いて適正な補助率を決めていきたいというふうな思ひでおります。

財投を活用して実行していくという意味では利子負担の問題が加わるかもしれませんけれども、普通の一般的な事業を実施していくという場合に

は、各種の事業を組み合わせてやらなきゃいかぬようなものをいけば一まとめにしてと申しませうか、総合的に実施し、かつできるだけ早期に完工を図っていくという意味でのメリットもあるわけでございます。そういうことを彼此勘案しながら、事業化できるかどうか地元ともよく相談していきたいというふうな考えておる次第でございます。

○諫山博君 この地域は一つの畑地、一つの水田が一歩にも満たない小さなところが多いんだそうです。で、き上がった状況というのはどうなりませうか、そういう耕地の面積などです。

○政府委員(松山光治君) まさにこれから調査をいたしまして、基本的な視点としては、できるだけ生産性の高い、しかも内容のある営農ができるような条件整備を行うという視点で物を考えていきたいというふうな思ひしておりますが、同時に、それがやっぱり地域の実情に合つておるといふことも必要でございますので、そういうふうな考え方のもとに、物具体的な調査を通じてどういふ形のものを実行していくのかを詰めていく必要があるだろうというふうな考えておる次第でございます。

○諫山博君 この仕事は現実のものになるためには、地元の自治体、関係の農民の積極的な同意が必要だと思ひます。その場合に、自分たちが同意しようとしている事業がどういふ形でき上がったのか、で、き上がった場合に地元農家の負担がどうなるのか、この点は事前に十分明らかにしないと、だまされたというふうな声が出かねないです。

私はやはり当委員会が福岡県の耳納山ろくのかん排事業について質問しましたけれども、そのとき一番問題だったのは、賛成はしたけれども、その結果自分たちの負担がどうなるのかという問題について十分認識していなかった、十分説明を受けていなかったということから大問題になっていくわけなんです。とかくこの種の場合には、同意の印鑑を求めるに急であつて、で、き上がった姿がどう

なるのか、負担がどうなるのかということがどうもあいまいのまま進められるおそれがある。それを絶対に避けていただきたいということが一つです。

もう一つは、行革審の指摘の中で、やっぱり金をかけ過ぎるということが言われていると思うんです。例えば、単位面積当たりの事業費というふうな言い方をして、これは行革審としては農家に保護が多過ぎるんじゃないかという言い方に結びつけているようですけれども、事業に金をかけ過ぎるというのは、技術者から見たらこまですけれども随分生産性が上がるからしたいという気持ちがあるに強いと思ひますけれども、農家はこれで競争に打ちかちながら営農しなければならぬわけですね。その点を十分配慮していただかないと、確かに生産性は上がったけれども、原価が高くなつて競争に負けるという事態がしばしばあるだけに心配です。民主的に事を進めていただきたいということ、余り金をかけ過ぎないようにしていただきたいという二つについて御意見を聞きたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) 公団事業のみならず、土地改良事業全体についてできるだけ事業を実施するに当たりましては、調査計画等の段階から地元ともよく相談し、事業の中身なり費用負担について関係者に御説明しながら御納得を得てやっていくというのが基本でございますし、これまでそういうふうな形で対応してきたつもりでございますけれども、引き続き一層の徹底を図つてまいりたいというふうな思ひでおります。

特に、今回の新しい事業につきましては、一定の地域をとらまえて、地域全体としての農業をどうやっていくかといったようなことを含めまして、単なる事業内容にとどめず、そういう将来の展望を地域の中でどういふふうな考えていくかといったようなことを調査計画の段階からいろいろと積み上げてまいり、その上で地域の農業振興に役立つような事業になつてもらいたいと思ひますので、特に、十分念頭に置いて仕事を進

めてまいりたいというふうに考えております。

事業費の問題でございませうけれども、これだけいろいろと厳しい条件下にあるわけでございませう。その地域の事情、地勢の問題その他いろいろと違いはあるわけでございませうが、基本的な考え方としては、できるだけ事業費を安んずるのには農家の負担を少なくしていくというの、これは基本としては当然のこととございませう。そういうふうな観点から経済的な工法の採用でございませうとか、あるいは費用と整備水準との関係をよく頭に置いた選択的な整備水準を選んでもらうというふうな考え方とございませうとか、いろいろとこれまでも指導に努めておるところでございませうけれども、引き続き今申し上げたような考え方のもとに事業の適正な、的確な実施に努めていきたい、このように考えております。

○諫山博君 公団のこれから新しい大きな仕事として石狩川下流左岸地区、さらに沖繩県の宮古島における事業が予定されていると聞いております。この二つとも農水省としては前から事業として予定していたはずだと思ひますけれども、今公団の事業としてこれをやるという事になった経過はどういうことなのか。そして、他の方式でやる場合と地元ではどういう差が出てくるのか、あわせてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) 石狩川左岸につきましても、国営ということを一応頭に置きながら着手してきたという経緯はあるわけでございませうけれども、今回の制度見直しの際にあわせていろいろ見直しを行いました結果、あそこのような非常に大規模な自営基地を持ち、かつ急速に排水施設の整備を必要とするというあつた地区の特性を考えたときには、公団の持つております技術力なり、あるいは機動性、資金力といったものを活用してこれを進めてまいり方が地元にとつてもプラスになるのではないかと、そのように判断をしたというところでございませう。

なお、宮古の話もございましたけれども、宮古の地下にダムをつくるという仕事と、それから周

辺のかなり広大な部分にわたりますパイプラインの中身を持った事業として現在国営で予定しておるところでございませうが、例えば地下ダムのような部分については公団が担当してあわせて一緒にやっていった方があるいは地元にとつてプラスになるのかもしれないというふうな議論もございませう。まだ決定を見るに至つておりませんが、今扱いについて関係者といういろいろ御相談をしておる、こういう段階でございませうので、ひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○諫山博君 地元の自治体とはまだ話はされてないんですか。

○政府委員(松山光治君) いろいろと意見交換をいたしてある段階でございませう。

○諫山博君 N.T.T.の事業のうち一つのタイプとして農業用排水施設の整備、有効利用というのがありますね。ここでやろうとしている仕事は、午前中も説明がありましたが、公団が何でこういうことまでやらなきゃいかぬのかという疑問が出てくるものでなければならぬ。これは公団の本来の仕事とどんな関係があるんですか。

○政府委員(松山光治君) 公団事業といたしましては、六十三年度では今具体的に予定しておるわけではございませうが、公団を通じてこういう事業を行おうとする事業主体に無利子の貸し付けをやつていく、こういうかかわり合いになるわけでございませう。ただ、一般論といたしましては、その地域におかれた条件によつて違つてくるわけでございませうが、要は排水施設の整備を行うかたがた、ちよつと別の形で手を加えれば、例えばため池の手の加え方でありませうとか、あるいは排水路にふたをすとかというふうな一工夫をやりますれば多目的に利用でき、そこから一定の収入が上げ得るというふうな場合もあるわけでございませう。そういうふうな場合もあるわけでございませう。そういうふうな排水施設の整備の事業を進めていくという意味で、いわば各種ある事業種目の中でまた種目が一つふえたというふうに御

理解いただければいいんではないだろうかというふうに思つております。

○諫山博君 公団は金を貸してやるだけですか、事業そのものに何か関与しますか。

○政府委員(松山光治君) 公団自体もこれから各地で事業をやつていく際にこういう形のプロジェクトでやる場合もあり得るかもしれないと思ひますので、事業能力としてはやり得る形にはなつておるわけでございませうけれども、今当面予定しておりますのは、土地改良区等に対して財投から借り入れた金を貸し付けていくという、そういう形のかかわりを考えているわけでございませう。

○諫山博君 昭和四十九年以来今日まで、農用地開発公団のやつてきた仕事と全く変わった別種類の仕事があるんではないですか。そうすると、公団の職員は六百名近くおられるようですね、この人たちは今までやつてきた仕事についてはそれぞれベテラン、専門家がいろいろと思ひますが、これからやろうとしている仕事には余り経験がない人たちが多いのではないかとと思ひます。そうすると、そつくりそのまゝ同じスタッフで新しい仕事に対応できるのか、何らかの措置が必要なのか、その点はどうお考えですか。

○政府委員(松山光治君) 今回の制度改正、新事業制度の創設は、公団をめぐるものもろもろの事情の変化への対応というふうな御理解いただきたくなつてございませうが、その場合も私も頭に置きましては、公団がこれまで長年にわたつて築いてまいりました、蓄積してまいりました農業基盤整備事業についての知識なり経験なりをいかにか現代的に活用していくか、こういうことであつたわけでございませう。現に農用地開発から既存の農用地の保全、整備を主体とする事業に切り変わるわけでございませうけれども、私もこれまで公団の力を十分に発揮してもらへる事業として期待をしておるつもりでございませう。もし、さらなるトレーニングが必要という場合には、公団におきましてはこれまでもいろいろな形で職員の研修

等も行つていくわけでございませうので、十分新しい事業に的確に対応していただけるものというふうに理解をしておる次第でございませう。

○諫山博君 公団の仕事が相当大幅に変わりますし、当然それは職場で働いている労働者に職種、職場の問題としてはね返つてくると思ひます。やはり、初めに戻りますけれども、労働者の全面的な協力がなければこの種の作業というのはいくらもいかなないというのには常識だと思ひます。

今度の法改正をめぐつていろいろ労働者は心配しておられるわけですよ。その点は十分配慮した上で、労働組合もあることだし、労働組合と十分話し合いながら職種の問題、職場の問題、雇用の問題、さらに労働条件の問題についても処理していただきたいということを最後にお願ひして終わりたいと思ひますが、答弁をお願いします。

○政府委員(松山光治君) 新しい事業に取り組む公団に対しては、引き続き業務運営の効率化には取り組んでいただくと同時に、今先生から御指摘のございました雇用不安が起らないように、あるいは労使関係の安定が図られるようにという点にも十分留意していただきたいながら、国民の皆さんの期待にこたえらるるような公団運営に当たつてまいりたい、このように考えておる次第でございませう。

○三治重信君 朝から開発公団についていろいろ質疑がありましたから、その中で答弁のあつたいわゆる開発用地面積はわかりました。

そのほかに、開発された用地面積においてどれだけの乳用牛や肉用牛が飼われたか、入った牛の数ですね。それから、畜産基地としてどれぐらい畜産農家ができたか、そしてその畜産農家一戸当たりの経営面積はどれぐらいなのか、そういう畜産農家は農用地開発公団が開発する前の地主の土地を借りておるのか、買つておるのか、そういうようなことをちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(松山光治君) 先ほど六十九区域、完了四十六区域で開発いたしました草地面積約四万

一千二百ヘクタールというふうに申し上げたわけですが、今の先生の御質問との関連から申しますと、若干ブレックダウンして申し上げた方があるいはおわかりいただきやすいかと思ひます。

と申しますのは、この四万一千二百ヘクタールのうちで個別の経営体に直接かわつておりますものが約二万一千七百ヘクタールでございます。それから共同の採草放牧地のような形で共同利用牧場を二百八十四カ所造成したわけでございますが、その分が約一万二百ヘクタールでございます。そのほかに子牛などを預かりまして育成する、概して地方公共団体が経営している場合が多いわけでありまして、これが八十二カ所でございますが約九千三百ヘクタール、こういうふうなのが四万一千二百の内訳であるわけでございます。

そこで、農家数の問題でございますけれども、草地造成とそれから施設の整備をあわせて行いました大規模農家でございまして、これが約七百五十戸でございます。そのほかに、草地造成のみの増反をいたしました農家、経営規模の拡大をした農家ということになるかと思ひますけれども、これが約二千二百戸でございます。それから共同利用牧場にかかわつております農家が約七千戸というのが現状でございます。公共育成牧場、公共牧場の部分につきましては、言つてみれば町内の畜産農家なら預託料を払つて利用できるという関係にございまして、特定の参加農家というふうな考え方をとつてございまして、数字は把握をいたしてございせん。

経営規模についてのお尋ねがあつたわけでございますが、地域によりまして、あるいはどんな営農類型をとつていくかにによりましてかなり差があるわけでございまして、事例的に若干御紹介をさせていただきますと思ひます。特に大規模な農家については例でございますが、例えば根室区域の場合は、酪農の専業でございますけれども、草地面積規模が約五十ヘクタール規模、飼養頭数規

模、計画では大体五十頭でございますが、現実にはもうちよつと大きい経営が幾つもあるように承知いたしております。それから内地の例として葛巻、これも酪農でございますが、草地面積が約二十六・五ヘクタール、それから飼養頭数規模で四十頭、多賀区域という肉用牛の繁殖肥育一貫でやつております地区の例といたしましては、草地面積が七・六ヘクタールで、飼料頭数が繁殖牛二十頭、肥育百頭といったような事例を承知しております。

なお、事業の実施の前後で家畜頭数がどういふふうに変つておるかというお尋ねでございますが、計画のベースで対比いたしますと、乳用牛につきましては、公団事業に参加いたしました農家で、事業の実施前に約三万五千頭飼養しておつたようでございますが、実施後の姿といたしましては約二・二倍の七万八千四百頭、肉用牛につきましては約一・八倍の八千四百頭、肉用牛につきましては約一・八倍の八千四百頭、増加することが見込まれておまして、現在の数字を今承知しておるわけではございませんけれども、大体計画どおりに達成しているというふうに私もとしましては考えておる次第でございます。

なお、土地の所有の関係でございますが、公団事業の場合には、草地造成に必要な土地につきましては一種の持ち込み方式というふうに言つておるわけでありますけれども、自分の所有地なりあるいはほかから買入れた形で土地は手当てして事業に参加してくるというのが基本でございます。

ただ、ちよつと例外がございましてのは国有林野を開発する場合でございますが、この場合は原則として国との間の賃貸のやり方をとつておるといふのが現状の姿でございます。

○三治重信君 わかりました。それで、なかなか今までにない農家の型をつくつたと思うわけですが、今実施中のものや、あと着手するものもまだ残つておるわけなんです、これ転換をするというんですが、何カ所実施をし

て、いつごろまでに、この事業はあと何年ぐらいかかつて転換をするのか、その計画があつたら教えてもらいたいと思ひます。

それから、新しい農家を育成したわけなんです、その結果、結局新しい経営体に入ったんだけれども、経営がうまくいかなくて脱落したのが大分あるようなことも聞いておるんですが、そういう脱落農家の数と、それから現在のこういうような畜産農家として新しく入り、または拡張した農家の負債の状況を御説明願つて、そしてこういう新しい農家はやはり既存農家がほとんどだろうと思ふんですが、新規に、いわゆるその地域の農家以外に新しく入つてきた農家というものが相当あるのかどうかという点を加えて、まだこれは質問してなかつたんですが、わかつたらひとつ御説明してください。

○政府委員(松山光治君) 公団が現在やつております事業につきましては引き続き実施するわけでございまして、六十三年現在で事業を継続中の区域は、広域農業開発事業というものが十一区域、それから畜産基地建設事業というものが十二区域、計二十三区域でございます。現在の見込みでは、この事業、これらの地区につきましては昭和六十七、八年度で大体完了するのではないかと、うふうに見込んでおるわけでございます。そのほか現在、全体実施設計あるいは調査計画の段階の区域が十数区域ございます。これらの区域の取り扱いについては、これから地元の意向等も踏まえながらその事業化の可能性をさらに探求して、うふうになるわけでございまして、けれども、仮に現在予定しておりますこれらの区域全体で事業を実施していくということになりますれば、大体昭和七十年代の初めに終わるような段取りになるうふうなことを考えておる次第でございます。

それから、離農農家の問題についての御質問がございまして。先ほど申し上げたように大規模畜産経営体として創設した農家が約七百五十経営体あるわけでございますが、そのうち昭和五十四年

度から六十二年の間に四十の経営体が離農をいたしております。ただ、既に大部分の経営体につきましては新しい経営者と交代をして引き継いで仕事をやつておるというふう聞いております。

なお、離農の主な理由といたしましては、やはり経営者の飼養管理技術の不足で経営が行き詰まつたというのが一番多いと思ひまして、五割ぐらゐを占めております。そのほかに本人なり家族の病氣、事故によるといったような御不幸な事例が二割ちよつとあるといったようなことが実例でございます。

負債状況のお話があつたわけでございましてけれども、私も六十一年度に関係道県を通じて調べましたところによりますれば、元利ともに償還が順調に行われておる、そういう意味での経営が順調に行われておるA農家が六、七割程度、利子についての支払いは十分払えるけれども、元本全部というわけにはなかなかいきにくいといういわゆるB農家が二割程度、償還がかなり難しい状況にあるという農家が一割程度でございます。

私も、これらの農家への対応といたしましては、根本にございましてのが的確な経営管理をやる、そのための技術問題その他の解決を図つていくということでございますので、経営指導について格別の努力を関係者に要請しておるというほか、資金面でもいろんな面で工夫、知恵を凝らしながらこれらの農家の経営の安定を図つていきたいというふうなことを考えておる次第でございます。

なお、全く新規の農家が入つておるんだらうかどうかという点につきましては、ちよつと手元に資料がございせんが、多分これらの農家の大部分はやはり畜産の経験のある農家だつたのではないかと、うふうなことを考えております。

○三治重信君 それでは、今度そういう新しい日本に農業経営を創設しようというやつが大体畜産の自由化でやめよう、こういうことだろうと思ふんですが、そこでさらに一つ問題は、飼料の、えさね、これは開発した農家ばかりじゃなくて、いわゆる畜産農家が買ひあひ合ふ飼料なんかは二千四百万

トンに制限されておつて、こういう配合飼料なんかも国際相場から見ると三、四割も高いんだ、こういうのも円高で非常に安くなつてゐるのに非常に高いものを畜産農家は買わされてゐるんだ、こういうふうにはサンケイの四月二十五日の「正論」というところに政治評論家の屋山さんが署名入りで書いてゐるわけですね。これは僕も時々聞いているんだけれども、こういうぐあいにはつきり書いてゐる。そういう新しい畜産農家を育てるのにえらい高い金を出してつくつていながら、経営をやつていくのに飼料なんかえらい高いものになつたならばこれはなかなかうまくいかぬじゃないかと思ふんですが、その点どうでしょうか。

○説明員(濱田幸一郎君) 畜産の基本的な生産資材でございまして配合飼料につきましては、私どももこれが確かな価格で末端農家に流通されるように日ごろから意を払つてゐるところでございまして、現在、年間供給量二千数百万トンという膨大な生産量でございまして、このえきにつきましては原料が大部分海外依存ということになつておりました、その海外から入つてまいります穀物につきましては、えき用に回ります場合には関税をゼロにするという趣旨で承認工場制度という制度をつくつておりまして、その承認工場をつくられますえきさの原料につきましては関税はただというやうなことで、私どもも畜産の重要な資材でございまして配合飼料につきましてはできるだけ安く農家に渡るように配慮してゐるわけでございまして、それからさらに、實際上配合飼料メーカーは、系統農業団体とそれからいわゆる商系という二つのものに大きく言いますと分かれるわけでございますが、それぞれのメーカーの間で非常に熾烈な競争がございまして、私ども先生の今お話にございました記事も拝見いたしましたけれども、四倍というような数字につきましては思ひ当たること

がございませぬので……
○三治重信君 四倍じゃなくて四割です。
○説明員(濱田幸一郎君) 四割というやうなことにつきましては思ひ当たる節がございませぬの

で、その点御理解いただきたいと思ひます。
○三治重信君 それとの関連でいわれる農家の生産資材、肥料とか農薬とか農家に使う機械、こういうものの価格が非常に高いんじゃないか、こういうことも同時に屋山さん書いてゐるわけなんです、こういうやうなものも国際価格との比較で非常に高くて、円高になつてゐるから輸入を自由化すればもっと安くなるはずだ、それがいろいろ農業の方式からこれが高くなつてゐるんじゃないか、こういうふう書いておられるわけなんです、そういうことがあるのかどうか。
○説明員(赤保谷明正君) お答えを申し上げます。

肥料、農薬、農機具等の生産資材の価格につきましても、円高等がございまして、数字は省略いたしますが、それぞれ価格の引き下げをしてゐるところでございまして、ただいま先生から、国内の価格と外国との価格で開きがあるんじゃないか、そういう御質問がございましたが、日本と外国とはいろいろな事情が異なつておりまして、国内価格と外国における価格とを比較するということとはなかなか難しいやうな状況にございまして、

と申し上げますのも、機械について言いますと、我が国ではもう御存じのとおり水田作が中心でございまして、ヨーロッパ等西諸国では畑作が中心である。そこで対象作物が違ひますし土地条件が違ひます。私どもの日本では小區画の水田が多い。したがつて、機械も小回りのきくやうな機械でなければならぬというやうなことがございまして、機械の構造とか仕様、そういうものに相違があるわけでございまして、肥料につきましても、流通形態、ばら輸送と袋物との違ひとか、あるいは日本では粒状品ですが、外国では粒と粉と混合した粒粉混合形態のものが流通してゐるというやうな事情がございまして、農薬につきましても、同じ成分のものでありましても剤型が違ひ、日本のはすくすそのまま使える、向こうでは薄めて使うとか、そういう剤型が違ひたり、包装容量が違ひ、あるいは流通単位が違ひというやうなことがありまして、内外価格をストレートにいうかじつと比較をするのは難しい事情にあるわけでございまして、

いづれにいたしましても、肥料、農薬、農機具、生産資材の価格を下げるというところは非常に重要なことでございまして、通産省初め関係省庁あるいはその団体等に対しましてよく相談をし指導して、価格の引き下げに努力をしてゐるところでございまして、

○三治重信君 こういう農業の生産資材とか肥料というものが、国内農産物価格が非常に高いその原因は唯一にそういうものが高いから農家も高くないとならぬやうになつてゐる、こういうふうなことが言われてゐるから、これに対して本当にそうじゃないならそうじゃない、それからさらに下げられる余地があるなら下げられる余地があるということをはつきり、まあ宣伝というんですか説明を通していかぬと、こういうやうな宣伝力のある評論家が言つてゐると農家もそうだと思うやうなところといふことじゃないかと思ふんですが、その点ひとつ今後努力してもらいたいと思ふんです。

それで、最後なんです、新しく農用地整備公団と今度はなつて畜産とお別れるわけなんです、こういうやうな農用地整備公団がどういふうにして今度は新機軸を出してやつていこうとしてゐるのか、政務次官から御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉川博君) 毎回同じやうな返事でまことに恐縮でございまして、時代の趨勢で変えざるを得ないというやうな事になつてまいりました、変えるわけでありまして、いづれにしても生産性の高い農業経営に移行せざるを得ない、そういうことでございまして、やはりその基盤は土地改良だと思ふわけでございまして、その土地改良で先ほど来先生方が論じておられましたやうに農家負担の問題が大きな問題だと思ふわけでございまして、これは国も配慮すべきであります、やはり県並びに市町村というものもお互いに手を取り

合つて農家負担に過重なものを課さないやうな土地改良を推進してまいりたい、かように存する次第でございまして、
○喜屋武眞榮君 この改正法の背景をなすものは、五十八年の三月の臨調最終答申、六十一年の六月の行革審の最終答申に基づいておるわけですが、そこで「公団の在り方の抜本的見直し」と、こういうことが指摘されております。その観点からお聞きしたいことがたくさんございまして、何しろ時間の関係で二、三点しかお尋ねできませんので、ひとつお答えは簡潔にお願いいたします。

(委員長退席、理事宮島清君着席)
それで、法改正というのは本当は、発展的に充実強化するというものでなければ改正の意図に沿わぬと思ふんですが、結論として公団の存在の意義といふますか、それをどのように考えておられますか。
○政府委員(松山光治君) プロセスといたしましては、臨調答申、行革審答申があつたわけでございまして、すけれども、これら答申の出る背景にありましますのも公団をめぐる事情の変化、農業をめぐる事情の変化といふのが一つあるわけでございまして、私どもとしてはそういう事情を踏まえましてた上で従来の未墾地開発、それと畜舎の整備等を一体的に行う、そういう開発を中心とした事業から既存地、既耕地を中心とした事業を通じて生産性の向上、構造改善の実施という現代的な要請にこたえていこう、こういうことでございまして、そういう意味では新しい公団の存在意義といひますか、役割といひましては、今農政が求められております構造的な改革を進める上に必要な農業基盤整備を進めていく上での重要な実施機関の一つである、このように私どもとしては位置づけていきたいと思ふ次第でございまして、

○喜屋武眞榮君 存在の意義を十分に發揮していくためには、何と申しましても労働者の全面的な理解と協力、これらを前提にしない限り本當の成

果は上がらないと私は思います。うかうか改正をして角を矯めて牛を殺すようなたぐいに陥つたら何をか言わんやということになるんですね。

そういう点から、先ほど来指摘されております労働者の雇用不安、それから労働条件の悪化、さらに関係家族の将来の生活に対する不安、いろいろなことが考えられます。そのことを大事にしない限り、それこそ結果的には角を矯めてまた牛を殺す結果に陥りかねない。特に不安の一つに新規事業の具体的な長期見通しが明らかにされておられない。このことが不安の大きな柱になっておると私は理解いたしておりますが、その点いかがですか。

○政府委員(松山光治君) 新しい事業につきましては、御指摘のように特定地域農用地総合整備事業につきましては本年度二地区で調査する、その他数地区で調査ということで、事業化を図っていくにはなお若干の時日が必要かと考えておりますし、また特定地域農用地等緊急保全整備事業につきましては、石狩川下流左岸でことしから着工する、こういう状況にあるわけでございます。

(理事宮島潤君退席、委員長着席)

いずれにいたしましても、私もいろいろいたしましては新しい事業につきましては、国の直轄調査の結果等を踏まえながら新しい事業、制度の趣旨に即した的確な事業展開を行っていききたいというふうに考えておるところでございますし、かつまた、現行の事業が当面かなりの量として残っておりますので、そういうものの的確な推進と合わせながら円滑に新しい事業、制度への切りかえを考えていくか、我々にとつてのこれからの課題であるというふうに考えておる次第でございます。

○喜屋武眞榮君 率直に申し上げまして、沖縄における畜産、こういう観点からまさにショックングだ、出ばなをくじかれたという印象を私は受けておるわけです。

と言いますのは、すべてに立ちおくれた沖縄の農業の中の畜産が、豊富な太陽エネルギー、それ

から唯一の亜熱帯気候、こういう立場から畜産が非常に軌道に乗りつつ、進められつつあるわけなんです。既に完成したものがあつたし、また予定されておるものがあるし、それから第一、第二と数をふやす、こういう計画があるさなかに、完成したものとは一体どうなるだろうか。予定されておるものはどうなるだろうか。今手をつけられつつあるものはどうなるだろうか。こういう不安がいつぱいあるわけなんです。

そういう点から、沖縄における畜産基地建設の実績と畜産農家の経営状況の現状に対して政府は一体どのような見解をお持ちであるのか、そのことを伺いたい。

○説明員(濱田幸一郎君) お答えいたします。沖縄県におきまして畜産基地建設事業は、昭和六十二年度までに五区域が完成いたしております。現在二区域が事業を実施中という状況でございます。六十二年年度までに完成いたしました五区域につきましては、千七百七十九ヘクタールの草地造成がなされまして、この基盤を活用いたしまして六十二年年度末におきまして八十六経営体が畜産経営を営んでおります。それから、六十一年度までに完了いたしました石垣第一、山原第一、石垣第二のあの三区域の畜舎を整備いたしました大規模畜産農家五十二戸につきましては、県を通じてその経営状況を調査いたしましたところ、二十六戸から回答がございました。

その結果は、Aランクが六九%ございます。Aランクと申しますと、農家所得が家計費と年償還利息それから年償還元金の全部よりも大きい、こういうものでございます。そのAランクが六九%。それから、Bランクと申しますのは、農家所得が家計費と年償還利息の全額、それから年償還元金の一部よりも大きいというものでございます。これが八%。Cランクと申しますのは、農家所得が家計費と年償還利息の一部よりも大きいというものでございます。これが二三%。Dランクは、農家所得が家計費よりも小さいというものでございますが、これは〇%という形になっております。

まして、県から報告がございました範囲におきましては、約八割の受益農家におきまして安定した経営が営まれているというふうに考えられるわけでございます。

また、経営不振農家につきましては、農家の技術向上等の自助努力と相まちまして、今後とも県家畜保健衛生所等による経営指導を一層強化いたしますとともに、大家畜体質強化資金等の低利資金を融通し、経営の安定化に努めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、念を押すようでありまして、計画を予定されたものは今後の計画の中で予定どおり進めていく、また現に手をつけつつある事業に対しては目的に沿って予定どおり進めていく、このように理解してよろしいですね。

○説明員(濱田幸一郎君) 沖縄におきまして現在実施中のところが二地区あるわけでございます。与那国地区が六十五年年度完了を目標といたしまして順調に事業が進捗しております。また、八重山第二地区につきましては本年度新規着工いたしております。六十六年度に事業を完了させるといふことになっております。

さらに、調査中の八重山と沖縄北部の二地区につきましては、事業着手に向けて調査を鋭意実施しております。地元意向が固まり次第、県の申請を受けまして事業に着手したいと私どもの方は考えております。

○喜屋武眞榮君 私の質問に対し、一言でいいですよ。同じことを繰り返す必要はありません。私が申し上げたのは、現に完成したものの指導、育成してもらわねといけません。これから予定されておることが予定どおり実現する、手をつけておられますこと、着工中にあるものは完成を見る、そのとおり進めてくださると理解してよろしいですねと私は聞いたんですから、イエスカノーしかか答えはないでしょう。いずれですか、もう一遍。

○説明員(濱田幸一郎君) 言葉が多くて恐縮でございますが、それぞれの進行状況に応じましてやや扱いが異なってくるのではないかと考えまして、特に調査中のものにつきましては地元の意向、それから県のこれからの手続ということがございまして、そういうことも含めましてお答えした次第でございます。

○喜屋武眞榮君 ぜひひとつその調査、あるいは確認すべきことは確認してもらって、予定どおり進めていただきたいということを重ねて要望しておきます。

特に、畜産に対する沖縄県民の要望、すべてに立ちおくれがあるわけですが、公団の行う畜産基地建設事業は社会的なニーズに対処した事業であり、未利用あるいは低利用の土地資源が存在する地域においては引き続き公団事業を推進していく必要が十分あると思われる。私は理解しております。今後、公団はこのようなニーズに対処していくことがいわゆる地域住民、関係者の理解と協力を求めて裏づけを実績を上げていくものとある、これこそ私はすべて自律的な対応である、こう思うがゆえに、ひとつぜひ、繰り返すようでありまして、ひとつよろしくお願いいたします。

最後に、公団は新たな事業方式を創設してNTTプロジェクトを計画しておられるようでありまして、今後、沖縄においても新規事業、このNTTプロジェクトを実施される予定がありますか、どうでしょうか、お聞きしまして、終わります。

○政府委員(松山光治君) 沖縄におきましてNTTのAタイプ事業の見通しでございますが、現段階におきましてまだ具体的な要望は出ておりませんが、今後、具体的な要望がありますれば県とも十分相談しながら考えていきたい、こういうふうになっております。

○山田耕三郎君 農用地開発公団法の一部を改正する法律案に関連をして、三点お尋ねをいたします。

まず第一点は、最近の農政は猫の目農政との批判がありますが、なせもつと長期展望に立ち、しかも農民に不安を与えない農政の展開ができない

のかについてであります。

すなわち、ただいま審議中の法律は、昭和四十九年四月二十九日に成立をしており、そのときの提案理由の説明には次のように言われております。最近における農畜産物の需給の動向から見ると、国民食糧の安定的供給を確保するため、国内生産可能な畜産物については極力その供給体制を整備していくことが急務であります。すなわち、畜産の需要が大きいから国内で供給できる畜産体制を緊急に整備しよう、こういうことでありますけれども、それからわずか十二年を経過した昭和六十一年には、行革審より見直しの意見が出され、それに基づいて今回の法改正の提案となっております。しかも、去る二十六日、農林水産大臣が訪米出発の日の提案説明には、近年、農畜物需給が総じて緩和基調に転ずる等、公団の業務をめぐる諸事情に変化が見られるところであるから改正することになった、このようにおっしゃっております。

確かに、現在牛乳は生産調整が行われておるのも事実でありますところから、事情やむを得ないものと認められます。けれども、それでもこういった朝令暮改でよいのかという気持ちはのきません。牛乳や乳製品の消費が先進国の中で我が国が最低であります。それなのに、なぜこのような余り現象が起こるのか明らかにされないままに国は畜産から後退をしようとしておられます。畜産を奨励しながら消費拡大等は全く無策であったのか、成り行き任せであったのではないのか、こういった疑問が私には残ります。

後退をされてあとに残されるのは、国の指導を信じて莫大な借金を抱えて新酪農村に参加した人々を初めとして、公団事業にかかわって畜産と取り組みながら、先行き展望のない生産調整に加えて、農産物輸入自由化が、現に農林水産大臣不在で法案審議をしなければならぬというほど緊迫した中で果たして今後どうすればよいのか、こういう不安にかられておいでになります農家であります。なぜこのようなことになったのかを明らかに

かにされますとともに、これらの農家に対してどのような展望を与えようとしておいでになりますのか、国の政策をまず説明をしていただきたい。

なお、法改正がされて、畜産事業は七十年前半で終わる計画とのことですが、これとて今後情勢の変化が絶対にならぬとおっしゃるのか。今後、もし畜産の大規模な需要が出た場合に、また法律が変わるのではないだろうか。七十年前半で畜産関係事業が終結をしたときに、公団としてはどのようなしようとしておいでになりますのか、あわせて承ります。

以上で第一問を終わります。

○政府委員(松山光治君) 畜産あるいは牛乳、乳製品をめぐる需給その他の問題につきましては、後ほど畜産局の方からお答えすることになるかと思っておりますが、全体的な情勢の変化と公団の対応の問題についてだけ私からまずお答え申し上げます。

確かに、四十九年の公団の発足時におきましては、恐らく今のような事態は想定しておらなかったんだらうと思えますが、それほど昨今の情勢の変化が激しいということではなからうかというふうに思っております。

私も、国民の皆さんの信頼の得られる農政を的確に推進していきまするためには、そういった情勢の変化に的確に対応していくことが必要なことではないか、そういうふうに考えておりました、今回の法律改正を御提案申し上げておる次第でございます。

もちろん、将来の、今後の動きはどうなるか今の段階ではよくわからないわけでございますけれども、現在の状況からすれば、今までのような形で大規模な畜産基地の開発を非常に強く要望するようなニーズがあらちから出てくる状況にはちよつとならないではないかというふうには思っておりますけれども、将来の問題は将来の問題として、情勢への的確な対応ということを頭に置いていたことをこれからも考えていく必要があるのではないだろうか、このように考える次第でございます。

す。

○説明員(濱田幸一郎君) 特に乳製品につきましては、消費の動向等につきましてのお話がございます。したので若干御説明させていただきます。

我が国におきまして牛乳、乳製品の消費は、まだ非常に日が浅いということがございまして、欧米諸国に比べましてまだ消費量が非常に低いというの事実でございますが、私も従来からこの消費拡大には努めてまいっております。近年、その消費は着実に伸びてまいっております。数字で申し上げますと、牛乳、乳製品の一人一年当たりの消費量を比べますと、四十年三十七・五キロでございましたが、六十一年には六十七・八キロとなつております。簡単に申しますと約二倍に増加してまいっております。

牛乳、乳製品は、カルシウム、ビタミン、その他人間の健康にとりまして必要な栄養素が豊富に含まれております。さらに、特に日本人の生活で不足しがちなカルシウムが豊富だということがございまして、これはぜひ国民の皆さん方にたくさん消費をしていただきたいということで、今後ともいろいろな方策を講じまして消費拡大に努めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

それからなお、昨今の畜産をめぐる非常に厳しい情勢、先ほど申しましたように、需要はかなり伸びておりますが、なお我が国の潜在生産力、例えば泌乳量は非常に技術進展が著しくEC並みということになっております。なおまた、飼養頭数もかなり伸びてまいっております。非常に高い生産力を持つております。結果的に、生産調整を行わざるを得ない状況でございます。

また、輸入自由化を要請される等の問題がございまして、そういうような状況のもとにおきまして、今後、酪農の振興につきましては、先般二月に策定、公表いたしました「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即しまして、酪農を土地利用型農業として国の農業の中の重要な部門として位置づけまして、今後ともこの方針

のもとに進展を進めてまいりたいというふうに考えております。

○山田耕三郎君 今の答弁を聞いておりますと、乳製品の需給はうまくいっているというようにしか聞こえませんが、生産調整をせなければならぬということとは、計画と結果にそぐを来しておりますことは事実であります。したがって、これらについては、農林大臣がご帰りになつた後でまただしてみたいと思ひます。

次に、今日までの公団事業の問題点は何なのか、そのことについてお尋ねをいたします。

借金の重い新酪農村ということで、日本有数の酪農地帯として名高い北海道の根釧原野の実態も既に紹介をされておりますし、各地での脱落された方の惨めな例もあります。現に償還金の支払いに困つておいでになる人たちのあるのも事実であります。しかし、国営、県営及び団体営の農地改良事業が手をつけることのできない、より困難であるがために放置された未墾地を開発することを任務とする公団事業としては、かなりの困難を克服しながらまずまずの成果を上げておられるのではないかと、このように思ひますと同時に、あの僻地に人権をして努力しておいでになります参加者には敬意を表しております一人であります。

しかし、失敗はあります。その失敗の一番大きな原因は、施設に対する過剰な投資による重い借金であります。それは酪農にいたしまして、肥育にいたしまして、果実を生んでくれる、すなわち利益を上げてくれる素牛に投資をされた場合には余り間違ひはありません。けれども、附帯施設にお金を使い過ぎられる、わけても高価な最新式施設への投資であり、経営感覚を狂わす大盤振る舞いという表現で日本の補助金農政の矛盾を指摘されておりますこともありますが、私も農家の償還能力を無視したとか考えられないような多額の負債で事業を進めてこられた行政当局の責任も大きいと思ひます。農業がそんなに利益の上がる事業でないことは農林水産省が最も知つておいでになるはずであります。

先ほどのお話にも、家族が病気になる。家族の中から病人が出るのは今日の状態からして当然なことである。家族に病人が出た場合には、酪農家にしても肥育農家にいたしました。えさを食べる生きた生物を相手の仕事でありますから、一般家庭よりも三倍の出費を伴うということになるのでありますから、この辺のことをちゃんと見きわめた上の計画が必要なんだろうと、私はこのように思っております。

しかし、それでも公団事業は、国営では例えば十年かかる事業が五年で完成をされる等、事業効果の早い利点を生かして実行された結果、地域開発にも役立つっており、過疎地に新しい雇用を生み出しておいでになる例もあります。ただ、この種事業の成否の可否は、事業に参加する人の意欲とその人が持つ個々のもろもろの人間的要素が大きな要因にあるように思われます。あるところでは、夢と理想だけが先行しては無理、厳しい現実に対応できる実力が必要だと強調された人もあります。さらに、入植以前の借金を抱えたままに入ってくるのは無理だと、このことをもおっしゃった方もあります。

にもかかわりませず、ただいまの制度では公団は事業を実施するだけであって、調査や入植者を決めるのは国や道、県、市町村等であって、公団ではこの段階では何の関係もありません。さらに、公団は、事業を完了し引き渡した後の営農指導、管理等、いわゆるアフターケアにも無関係な現状では事業効果の確認もできないし、次の新規事業に着手する場合にも、さきの例を見て不備なところは直していかう、こういう参考にするのもできないし、是正することもできないというのが現状であります。調査、管理、営農指導と一貫して公団が責めに任ずる必要があるのではないかと、このように思うのですけれども、先ほどの答弁の中で一貫して公団が担当するには若干の問題点があるというお答えがありまして、若干ぐらいの問題でしたらこの際飛び越えてみられたらどうか、このようにも思わないでもありません。

幸い、継続中の残事業もありますし、調査中のものもあります。これらには公団の一貫した対応を義務づけ、責任の所在を明らかにされた方がよろしいのではないかと。さらにできれば農産物輸入自由化の流れの中で、いずれにいたしましては政府としては国内施策を強化する必要がある今日のことであります。公団事業の畜産よりの全面撤退ではなく、現行事業を見直されるとしまして、新しい制度とタイアップさせての事業として存続をさせることができないのかどうか、この辺についてお尋ねをいたします。

○政府委員(松山光治君) 調査から営農指導まで公団に一貫して対応させたらどうかというお尋ねでございますが、私、先ほど若干と申したかどうか、私の頭、問題意識をいたしましては相当な問題点のつもりで実は申し上げたつもりでございます。

もとより、公団がただ事業を実施して、それで事足りるということを言うつもりではないわけでございます。現に調査の段階あるいはその後の成り行きにつきましても公団としてもそれなりの関心を持つていただいております。そういうふうに私は理解をいたしておりますが、限られた人員を有効に活用しながら、かつまた、受益農家にできるだけの負担をかけないで円滑な事業の実施を図っていくというのを考えますれば、やはり営農指導等の問題につきましても、その道の専門に基本的にお願ひしながら受益農家の経営の発展を図っていく、そういう任務分担の考え方の方が適当ではなからうかというふうに私は考える次第でございます。

なお、現行事業も存続させてはどうか、こういうお話もあつたわけでございますが、何度も繰り返して恐縮でございますけれども、現行のような大規模な開発事業についてのニーズが減少しておることをひとつ踏まえ、かつまた、事情の変化に對しましてはそれなりの的確な対応、努力を行いませんことには国民の信頼も得られないといったようなことも考えましたときに、

この際、私としては新しい事業制度に切りかえ、今までに着手しておるものないしは手をつけ始めておるものについては引き続き事業を実施していくということの方が適当ではないかというふうに考える次第でございます。御理解をいただければありがたいというふうに思っております。

○山田耕三郎君 次は、農業に対する補助金政策と農業の生産性の問題についてお尋ねをいたします。

行政改革審議会も、「公団事業の約八五％は国及び道県の補助金で賄われているが、莫大な国等の助成を受けている農家が見られる結果となっている。」と言つて補助金政策を批判しておいでになります。しかし私は、食糧の生産は国家の存立にかかわる基本的問題を持つておるということから特殊性があると思ひます。そういったことから主要国におきましてはいずれも保護政策をとつており、その手法や規模は千差万別であります。しかし、農業を破壊した国は必ず衰退をしております。そのことは歴史を見ても明らかであります。例えば、イギリスが世界を制覇しましたころは農業はおろそかにされ、一時は自給率三〇％台に低下いたしました。その後大変な保護政策を導入して、現在では自給率一〇〇％を超えております。

また、生産性向上の問題であります。私自身、生産性向上に努めることには異論はありません。努力は重ねていかなければならないのは当然であります。しかし、農家だけの努力には限界があります。日本農業に与えられた自然的環境にも制約があります。したがって、社会全体の仕組みがそういう中で競争体質をつくり上げるために農業に裨益できるようにできていなければならぬということをお願いいたしますけれども、現状は農業に対する保護政策でも日本ほど農民がたたかれています。国はないのか、このように思っております。

の委員会で改めてお尋ねすることにした。だいて、本日の私の質問は以上で打ち切らさせていただきます。

○委員長(岡部三郎君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

昭和六十三年五月十八日印刷

昭和六十三年五月十九日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K